

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり	みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	1-1	こどもが生まれ健やかに育つ環境づくりの推進	こどもが真ん中にいるという意識が地域に根付き、安心してこどもを産み育てられる環境づくりと、こどもや若者一人ひとりの健やかな成長を地域全体で応援するまちになっています	こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え将来にわたって幸福な状態（ウェルビーイング）で生活できるよう「こどもまんなか社会」の実現を目指し、かつ子育て世代の主体性とニーズを尊重しながら「ここで子育てをしたい」と思える「まち」の実現を目指します。	核家族化や共働き家庭の増加、同居家族の高齢化などを背景に、学童利用率は上昇傾向にあります。また、こどもが保育園等から小学校に入学する際に直面する仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」があります。	放課後を安心して過ごせる環境整備を確保し、保護者の子育てと仕事の両立を確保するため、 横手市学童保育整備計画に基づき 、学童保育環境を 充実 していく必要があります。また、療育環境に課題を抱えるこどもたちに対し、安心できる居場所を提供し、多様な課題に対応できる支援策の創出が 必要 です。	こども・若者の健全育成	1） 学童保育の質の向上等に向け、 学童保育の運営は委託化を目指し 、関係機関との連携強化を図っていきます。また、横手市学童保育整備計画に基づき、学童保育環境を 充実 していきます。 2） 養育環境等に課題を抱えている児童やその保護者に対し、必要な支援をする児童育成支援拠点事業や親子関係形成支援事業の実施に向けた量的な調査、検討を行い、計画的に制度設計を進めます。	放課後児童健全育成事業
						少子化が急速に進行する中、未就学児童に対する教育・保育サービスにおける課題は、従来の「量的拡充」から「適正な量の確保と質の向上」へと移行しつつあります。	保護者の就労環境の多様化に対応した保育や、教育的視点から就労要件を問わず利用できるサービス等、子育て世代の多様なニーズに対応する事業の充実が 必要 です。	多様な保育ニーズへの対応	1） 仕事と育児の両立が安心してできるよう、保護者のニーズに合わせた延長保育や一時預かり事業、病児保育事業、認定こども園への移行支援等を実施します。 2） 就労要件を問わず利用できる乳児等通園支援事業の実施を計画的に進めます。	保育支援事業（延長保育・病児保育等）乳児等のための支援給付事業
						核家族化の進行や共働き世帯の増加、また晩婚化や高齢出産等が影響し、ヤングケアラーと呼ばれるこどもが増える要因が高くなっています。	潜在的なヤングケアラーをいち早く把握し、適切なサービスにつなげる体制整備が 必要 です。	ヤングケアラーへの対応	関係機関と連携し、ヤングケアラーの調査を毎年実施しながら、必要に応じたサービスにつなげるなど、変化する家庭状況を継続的に把握し対応していきます。	児童虐待防止ネットワーク事業
						妊婦の身体的、精神的な状態や、家庭環境、育児に対する不安などを把握し、必要なサービスにつなげるため、母子手帳の交付の段階からの専門職との関わりが重要になってきています。妊娠・出産から子育て期まで、切れ目なく子育て世代を支援していく体制の強化が更に求められています。	安心して子育てができ、こどもたちが健やかに成長できるよう、妊娠・出産から子育て期まで母親を孤立させず、切れ目なく支援していく体制を強化することが 必要 です。 特に増加傾向にある発達障害については、地域全体で理解を深め、家族へのサポートも含めた取組を強化することが必要です。	切れ目のない子育て支援の充実	1） こども又はその保護者の身近な場所で、妊娠期から子育て期、またそれぞれの成長過程における発達に関する相談など、幅広い相談に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。 2） 産後の身体的な回復への支援、育児相談、保健指導等 を行う産後ケア事業 の充実を図ります。 3） 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした子育て世帯訪問支援事業の実施に向けた調査、検討を行い、計画的に制度設計を進めます。	地域子育て支援拠点事業
								母子保健の充実	1） 妊娠期も含め、各月齢に応じた健康診査で母子の健康と健やかな発育・発達を促すための支援をします。また、健康診査の結果を訪問指導に結びつけ、未受診者も含めた個別相談にきめ細かな対応を していきます 。 2） 健康相談や個別訪問等を実施し、妊産婦等の育児不安の解消を図ります。また、両親・祖父母等と一緒に子育てするという意識を啓発するため、ともに学び、出産や子育てについて理解を深める場を提供 していきます 。	各保健（妊産婦・重要次・歯科）事業
						不登校や引きこもりとなっているこどもの数が増えています。	不登校やひきこもりをはじめ、こどもや若者がどんな状況にあっても、地域の中で居場所と役割を見つけ、社会へ安心して一歩を踏み出せるサポート体制をさらに強化していくことが 必要 です。	サポート体制の強化	横手市ひきこもり地域支援センター において 、こども・若者世代に対し、不登校から卒業後まで切れ目のない支援を行います。	孤独・孤立対策推進事業
						物価高の変動が著しく、経済的な困窮が深刻化してきている中で、こどもたちの 生活に格差 が生じることが懸念されています。	ひとり親家庭やこどもの養育に不安のある家庭など、支援を必要とする家庭の把握と支援体制の強化が 必要 です。	切れ目のない支援の充実	1） 安心して産み育てることができるよう、保護者の経済的負担への支援を図るため、保育料の無償化、児童手当の支給、医療費の助成、不妊治療に対する助成を引き続き実施します。 2） 支援が必要なひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭のしおりの配布やさまざまな相談業務、また児童扶養手当の給付を通じて、ひとり親家庭世帯の自立支援に取り組みます。	子どものための教育・保育給付費児童扶養手当給付費福祉医療事業不妊治療費助成事業ひとり親家庭支援事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり	みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	1-2	健康づくりと地域医療の充実	市民が心身ともに健やかで充実した生活が送れ、それを支える医療・保健の社会基盤が整っています。	市民が生き生きと日々生活できるよう心と体の健康づくりへの意識を高め、若い世代からの健康診断や保健指導、メンタルヘルス対策を強化し、生活習慣病の予防や心の健康づくりを図ります。これにより、医療費の適正化を図りながら、安定した医療保険制度の運営を行います。また、患者ニーズを踏まえた質の高い医療の提供に向け、人手不足の解消や経営の健全化・安定化を図ります。	健康の維持増進には、市民自らの健康づくりに対する意識が大切ですが、個人や世代間によって差が生じています。	市民の健康づくりの意識を高めるためには、健康に関心が薄い世代を含む幅広い世代への啓発活動・情報発信が必要です。また、がんやその他の生活習慣病の早期発見・早期治療のため健診受診率の一層の向上を図り、市民一人一人が健康づくりに取組めるよう、工夫を重ねる保健指導を推進する必要があります。	各種健（検）診事業と感染症予防対策の実施	1）市民の病気の早期発見・早期治療に繋がる健（検）診事業を推進し、受診啓発にも注力しながら市民の受診率向上への取組を実施します。 2）医療機関や医師会と連携して予防接種事業を実施し、感染症の予防や拡大防止に向けた取組を実施します。	歯科保健事業 予防接種事業 健康診査事業
								健康増進活動の推進	1）市民の健康への意識を高め、健康増進の実践を推奨し、取り組みを充実させます。 1）健康増進計画をもとに、施策の推進や生活習慣病予防に関する情報提供や普及啓発を行います。 2）健康教育、健康相談の保健サービスを提供する健康増進事業を行います。 3）健康の駅において、健康寿命の延伸を目的に、生活習慣病予防や介護予防に有効な運動プログラムを実践し、市民の健康増進の向上に繋がります。 4）生活習慣病予防と重症化予防のため、栄養・食生活の改善に関する情報提供や普及啓発を行い、生涯にわたる健やかな暮らしの実現に繋がります。	健康相談事業 生活習慣病予防検診事業 健康の駅推進事業 栄養改善事業
						横手市の自殺者数は増減を繰り返していますが、自殺率は全国平均を上回る状態が続いています。	男性は経済・生活問題も要因となっていることから、ライフステージに応じた支援が必要です。自殺予防を強化するため、自殺対策を支える人材の育成や地域における関係団体とのネットワークの強化が必要です。	心の健康・自殺予防への取組	市民の一人ひとりの気づきと見守りで大切ないのちを繋げるため、心の健康・自殺予防に係る人材育成やネットワークの強化に取り組み、地域での相談支援体制を充実させます。	心の健康づくり事業
						国民健康保険事業は、加入者数の減少や高齢化等により一人当たりの医療費が増加傾向にあります。また、都道府県を単位とした保険料水準の統一化に向けて、全県の医療費に対する市町村の共同負担が求められています。後期高齢者医療制度も、団塊の世代が移行し今後も医療費増と被保険者の負担増が見込まれ、厳しい事業運営が続くことが見込まれます。	被保険者数の推移や国・県の動向の見極めによる安定的な財政運営及び国民健康保険事業の効率的かつ効果的な運営の推進が必要です。	医療保険制度堅持への取組	市民が安心して地域で必要な医療を受けられる、医療保険制度を堅持します。堅持するとともに、子育て支援等の必要な医療費支援を行います。	医療保険制度の運営（国民健康保険・後期高齢者医療）
						医師の高齢化や各職種での人手不足、患者数減少による収益減、人件費や資材の高騰、感染症対策などによる費用の増加により採算性が低下傾向にあります。	市立横手病院及び市立大森病院は、平鹿総合病院とともに地域の二次医療機関として安全で安心な質の高い医療を提供していく必要があります。そのためには、医療従事者の質・量の確保、また病院経営の健全化・安定化が必要です。	市立病院の機能の分担と強化	二つの市立病院は、それぞれの特徴を生かしながら、急性期医療は横手病院で、在宅療養の支援は大森病院で担うことで役割分担し、地域の急性期医療を担うとともに、地域に密着した病院として医療を提供します。	市立病院の運営
								病診連携や病病連携の推進	1）市内の医療機関や横手市医師会と協力し、地域で必要な医療体制を維持します。 2）救急医療体制確保のため、複数の病院が協力して休日・夜間に救急患者の受け入れを行う体制や、小児救急外来を継続できるよう支援します。	医療体制整備事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり	みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	1-3	高齢者福祉の向上による生きがいづくりの推進	一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができ、高齢者のニーズや状況に対応した切れ目のないサービスを提供しています。	高齢になっても心身ともに健康で生きがいを感じながら生活できるよう介護予防・健康づくり・生活支援に取り組むとともに、介護が必要になったときでも、自分らしく安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの更なる充実と強化を図ります。	要支援・要介護認定者の多くは、生活習慣に起因する慢性疾患のほか、社会からの孤立や閉じこもりによる心身機能の低下がきっかけで介護が必要な状態となっています。	セルフケアを中心とした若いうちからの健康づくりとともに、高齢者が身近な地域で介護予防に取り組んで行けるよう、地域の実情に合わせた事業展開が必要です。	介護予防の推進	1）通いの場や生涯学習、ボランティア活動等について情報提供し、参加を促進します。 2）老人クラブ及び介護予防を目的とした団体の活動を支援します。 3）個人の興味関心に合わせて選択できる介護予防メニューを提供し、自主的な取り組みを促進します。	生活支援体制整備事業 老人クラブ支援事業 一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業
						85歳以上人口の増加とそれに伴う脳疾患・生活習慣病等の増加などにより、認知症高齢者が増加傾向にあります。	正しく認知症を理解するための普及啓発、本人・家族向けの相談窓口の充実や多職種連携体制整備などの取組が必要です。	認知症との共生と予防	認知症の正しい知識と理解の普及啓発や、認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる取り組みを推進し、認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境の整備を進めます。	認知症総合支援事業
						少子高齢化と核家族化の進行により、従来のように家族や公的サービスだけでは、地域住民の生活を支えることが難しくなってきています。	高齢者が役割をもち、担い手として活躍できる体制づくりを推進するとともに、民間企業やNPO、ボランティアなど多様な担い手による支援の促進を図り、様々な生活支援の体制を整えていく必要があります。	高齢者の生きがいづくりの促進	1）介護予防や生活支援に関するボランティア人材を育成し、活動を支援します。 2）生活圏域単位で有償ボランティア活動が実施される体制を整備します。	老人クラブ支援事業 生活支援体制整備事業
								在宅医療の充実と医療介護の連携推進	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するとともに、住民や地域の医療・介護関係者との協働・連携を推進します。	高齢者等在宅医療・介護サービス提供体制整備事業
								在宅生活支援の充実	支援や介護の必要高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事や外出時の移動、食事、買い物など、暮らしの様々な場面で生活を支えるサービスを展開します。	日常生活支援事業
								介護給付等の対象サービスの充実とサービス提供体制の整備	介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居宅サービスや施設サービスの充実を図るとともに、介護サービスの質と量を確保するため、人材の確保・育成、介護保険事業を適正に運営します。	介護保険事業の運営

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり	みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	1-4	安心して生活できる障がい者（児）福祉の充実	障がい者（児）が社会参加し、自立した生活を送るための支援が充実し、差別や偏見のないまちになっています。	障がいの特性や程度にあった細かなニーズや各ライフステージに応じた切れ目ない支援を受けることができる体制の整備を行います。 こどもから大人まで、障がい特性や障がい者（児）について正しい知識を学ぶことで、障がいのある人もない人もすべての人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。 広報など従来の情報提供の方法に加えて、新たな情報提供手段の体制を整備するとともに、各種相談体制を強化します。	障がい福祉サービス事業所数は、一定数確保されていますが、市中心部に多くが集中する傾向にあります。 事業所の送迎範囲が限られることから、居住地によっては利用したいサービスが利用出来ない状況があります。手帳所持者では、知的障がい者と精神障がい者は微増しており、サービス利用も長期化する傾向にあります。	地域ごとのニーズや障がい者の置かれた環境に応じた柔軟な支援が出来るように地域と事業所の連携や専門職の質の向上などを通して、より多くの障がい者が必要な支援を受けられる 環境の整備が必要です。	障がい（児）者の福祉サービスの充実	1）障がい福祉サービス事業所の地域格差が解消されるよう、事業所の開設相談時に働きかけを行います。 2）基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、情報やサービスの提供を適切に進め、障がい者が必要とするサービスを受けながら、暮らしたい場所で自立した生活が出来るよう支援していきます。	自立支援給付費 自立支援医療費給付事業
						精神科病院からの地域移行が進んだことや、地域で生活していた障がい者本人や家族の高齢化などから、住まいやサービスのニーズが多様化しています。市内の障がい福祉サービス資源では、ニーズと合致せず、市外にその場を求めざるを得ない傾向にあります。	生活の拠点となるグループホームなどの住まいが、住み慣れた地域に整備されるためには、 地域での理解と事業所との連携が必要です。	障がいに関する理解の促進	障がいに関する理解促進・啓発活動を通じて、障がい者への差別や偏見をなくし、 障がいの有無に関わらず お互に支えあう共生社会の実現に向けた取組を実施します。	自立支援給付費 自立支援医療費給付事業
						視覚や聴覚など障がいの特性によっては、情報が入手しにくい現状にあります。	障がいの種類や程度に応じた情報取得手段の選択支援 が必要です。 また、通信ネットワーク利用や情報通信技術の活用により、どこでも誰でもが必要とする情報を得られるような体制づくりにも必要です。	障がい（児）者への日常生活支援の実施	補装具や日常生活用具等の助成などで、自立した日常生活のための支援を実施します。市ホームページなどを活用し、必要な情報をどこでも得られ、問い合わせなども出来る体制を強化します。	補装具費支給事業 地域生活支援事業
						人口減少・少子高齢化が進んでいく中で、障がい者を介助する家族も高齢化し、「 共倒れ 」などの 問題が深刻化 しています。	「親亡き後」の生活の場の確保が必要です。さらに障がいの特性に応じた 必要な サービスを提供することが、障がい者（児）の自立と社会参加を実現するうえで 必要 です。	障がい者の権利擁護の推進	成年後見制度の普及、啓発を強化することで、障がいの程度に関係なく、すべての障がい者（児）が地域において尊厳ある生活を維持し、安全安心に生活できるよう支援します。	地域生活支援事業
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり	みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	1-5	生活に困難を抱える人への自立支援の推進	生活に困難を抱える人が個々の状況やニーズに応じた支援を受け、安定した住まいや生活基盤を確保し、自立した生活を送っています。	生活困窮者の抱える課題が多様化している状況を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度での手厚い支援を継続し、早期の自立支援に取り組みます。また、セーフティネットの役割を果たし続けるため、「適正な生活保護の実施、運営組織の実施体制の充実」を進めます。 低所得の高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が抱える住宅需要への対応施策を展開し、市民が生き生きと暮らせる良好な住生活の環境整備を計画的に進めます。	生活困窮の背景には、安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下のほか、若年無業者、ひきこもりといった様々な要因があり、生活困窮者を取り巻く環境は多様化しています。	地域住民などを含む地域ネットワークの強化と、生活保護に至る前段階からのアプローチを行い、社会生活や日常生活能力の向上など、個々の状況に合った支援を提供し、生活困窮者の自立の促進を図ることが必要 です。	生活保護制度の適正な運用	1）最低生活保障の適正な実施をします。 2）安定的な生活の確保と自立に向けて、相談・指導・支援体制を 充実 します。	生活保護制度
								生活困窮者制度の強化	1） ひきこもり等 、多様なニーズに対し、自立促進、住居支援、食料支援、就労支援など、総合的な支援体制を強化します。 2）アセスメントを強化することでニーズを適切に把握し、個々の状況に応じた支援を提供 します。 3）地域の関連団体と連携し、支援策を 拡充し 効果的に 実施 します。	生活困窮者自立促進支援事業 孤独・孤立対策推進事業
						市営住宅等は、老朽化や生活様式の変化に十分に対応できていません。 また 、住宅に困窮している低所得者世帯、特に身寄りのない低所得者は保証人などを探することが困難になっています。	市営住宅等は 、老朽化や生活様式の変化に対応した適切な維持補修やバリアフリー化など、居住環境の改善への対応が必要 です。 また 、住宅に困窮している低所得者世帯、特に身寄りのない低所得者で保証人などを探することが困難な方に対し、居住支援協議会及び各種関係機関と連携を深めた対応が必要です。 さらに 、市営住宅と合わせて民間賃貸住宅への入居を円滑化し、重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、市民が安心して居住できる住まいを提供することが必要 です。	住宅確保要配慮者が安心できるセーフティネットの拡充	1）市営住宅等の本来の目的 である住民生活の安定と社会福祉の増進 を果たせるよう適切に運用します。 2）住宅資源を有効に活用し、住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住環境を整えます。 3）地域の福祉関連団体と連携を進め、住宅所有者も安心して賃貸できるよう相互理解を 醸成 します。	公営住宅管理費

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<健康福祉>共に支え合い生き生きと暮らせるまちづくり	みんなが健康で安心して暮らせる環境と、未来につながるまちづくりを進めます	1-6	支え合いによる地域共生社会の実現	地域住民がお互いに助け合い、地域の良さを活かしながら明るく安心して暮らすことができ、生きがいや役割を持って誰もが支えあうことのできるまちになっています。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体の支え合いのもと、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民が「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、一人ひとりが生きがいや役割をもって助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現につなげていきます。	少子高齢化と人口減少が進み、ライフスタイルも多様化する中、地域において孤立する世帯が増加しており、家族や地域間のつながりに頼った相互扶助の機能は弱まっています。	地域の支え合い体制を再構築するほか、相談に来るのを待つのではなく、 様々な予兆を検知することも含め 、孤立する世帯への 積極的な働きかける支援体制 が必要です。	多様な主体による支え合いの促進	地域住民等による地域福祉活動を推進するとともに、福祉活動を行っている関係機関・団体等が協働し、支え合い助け合う地域となるよう、地域福祉力を向上させます。	地域福祉推進事業
						地域社会の変容により市民が抱える問題が複雑化・複合化しており、既存の福祉制度だけでは充分に対応できなくなっています。同時に既存の制度や社会資源（人材、設備、サービス等）の側でも、人材不足や求められる支援技術の高度化など、新たな問題に直面しています。	複雑化・複合化した市民の困りごとに対して、複数の支援関係機関が連携し、効果的に支援できる体制づくりが必要です。	困りごとを抱えた市民に対する包括的かつ重層的支援体制の強化	1）国や県の動向を注視しながら、生活困窮者に対する自立支援対策を推進します。 2）社会的に孤立している要援護者に対し、相談に来るのを待つのではなく、こちらから出向いて必要な支援を行います。 3）既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を強化します。	重層的支援体制整備事業
						「誰かの役に立ちたい」という意識をもつ人は一定数いるものの、ボランティア人材の中心となる担い手が不足しています。	まとめ役の負担を分散し、高齢者を含めた誰もが「支える側」「支えられる側」の関係を越えて、担い手として活躍できる体制づくりが必要です。	地域福祉を支える人材の確保	民生児童委員や福祉ボランティア等、地域福祉を担う人材を確保します。	民生委員児童委員費

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<教育文化>豊かに学びみんなが輝くまちづくり	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	2-1	横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実	ふるさと横手を愛し、学ぶ意欲にあふれた児童生徒が、一人一人の個性を発揮しながら健やかに成長しています。	地域に根ざした教育活動を通して、横手を愛する心と生きる力を育み、学校教育の充実を図ります。	近年の当市の出生数から今後の児童生徒数の推移を算出すると、児童生徒の減少に伴い、教員定数も減少し、こどもたちの学習環境が大きく変化していく状況にあります。 また、こどもを「社会の創り手」という視点で捉え直した教育が求められる今、こどもたちが、社会の流れを肌で感じながら主体的に学ぶ「こどもが自律的に育つ学校」への変革を迫られています。	ICTを活用した学校間連携を推進し、多様な考えに触れる機会を設定するなどして、学校規模の大小に関わらず、こどもたちの学習環境を整えていくほか、学習の場を学校以外にも広げ、より社会に開いた教育を推進していく必要があります。	教育指導の充実	1) 計画的、組織的な研修を通して教職員の資質向上を図るとともに、児童生徒が社会と関わりながら自律的に学ぶことができる授業や教育課程の編成を充実させます。 2) 児童生徒の情報活用能力の育成や学びの質の向上、学校間連携や社会との関わりを重視した教育の充実に向けて、ICT活用を推進します。	教育研究推進事業とICTの効果的活用の推進
						人口減少が進む当市において、こどもたちが社会の創り手であることを意識し、将来、地域で活躍する人材として成長していくことが求められています。	こどもたちが地域で活躍する人材として成長するには、横手を愛する心を育むことが重要であり、横手のよさ（歴史・文化・産業・教育）や、食育を通じた食文化、郷土食の価値を学ぶ機会が必要です。	食育指導、ふるさと教育の充実	1) 児童生徒が地域や伝統的な食文化についての理解を深め、郷土愛を育めるよう学校給食に地場産品を積極的に活用し、旬の味覚や郷土食を伝えるとともに、日常生活における食事についても、正しい理解と望ましい習慣を体得できるよう、食育を推進します。 2) 「横手を学ぶ郷土学」テキスト、地域人材や地域素材を活用した学習、地域と協働して行う学習を推進するなどして、児童生徒がふるさと横手のよさを学ぶ機会を充実させます。	食育・地産地消推進事業とふるさと教育の充実
						近年、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、就学前や小・中学校において抱える問題は複雑化・困難化しています。	こどもたちが安心して学校生活を送るためには、原因や背景が多岐にわたる不登校への対策と対応、特別な支援を必要とするこども一人ひとりへのきめ細やかな配慮や支援が必要です。 また、家庭の状況や変化によって児童生徒の教育の機会が失われないように、支援していくことも必要です。	幼児教育・保育、特別支援教育の充実	1) 特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行い、安定した学校生活を送ることができるよう支援します。 2) 幼児教育・保育における質の向上と、子どもの育ちをつなぐ小学校と幼児教育施設との連携を強化します。	学校生活サポート事業 幼児教育推進事業
								不登校児童生徒の支援、いじめの未然防止と早期発見・解消	いじめの起こりにくい雰囲気づくりに努めるとともに、登校が困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対し、学校と教育支援センター、Yotteto（子ども・若者相談窓口）、スクールカウンセラー等が連携して支援します。	いじめ防止等対策事業
								教育の機会均等を図る支援	1) 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、教育に必要な援助を行います。 2) 修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生を支援します。	小中学校要保護及び準要保護就学援助費 奨学金貸付事業
<教育文化>豊かに学びみんなが輝くまちづくり	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	2-2	安全で安心して学べる教育環境の整備・充実	未来の横手市を担う児童生徒が、新しい時代を生き抜く力を身に付け、個性を生かして多様な人々と協働しながら学習することができる、安全で安心な教育環境が整備されています。	新しい時代の学びに対応し、安全で安心して学べる質の高い教育環境を整備するとともに、学校施設等の適正な管理を行います。	学校施設については、老朽化対策のみならず、LED化など個別課題に対応する快適な環境整備が求められています。 また、遠距離通学の児童生徒の安全な通学手段の確保のため、スクールバスの運行を実施しています。	学校施設は、多様な教育内容・方法への対応も併せ、緊急度・重要度から優先順位を見極めながら適切な維持管理を行う必要があります。また、スクールバスは、児童生徒数の推移に応じた車両配置や運行管理を行い、安全で安心な環境整備を継続していく必要があります。	教育環境の整備	児童生徒の良好な教育環境の構築のため、学校施設の長寿化対策に取り組むとともに、施設及び設備等の適正な維持管理を図ります。また、スクールバスの適正な管理・運行を実施し、安全な通学手段を確保します。	学校施設長寿化対策事業 スクールバス運行管理費
						学校ICTは、GIGAスクール構想により、児童生徒に1人1台端末と、これに伴う通信ネットワークが急速に整備され、遠隔・オンライン教育が進展し、学びの変容がもたらされました。	今後の教育DXの推進に備え、既存のICT機器の整備水準が低下しないよう維持・更新を行っていくとともに、学習や校務におけるデジタルの利点を活かした活用とICT指導力向上のための人材育成が課題となっています。	教育DXの推進	より良い指導のための教材備品や学校図書資料の充実に努めるとともに、教育DX推進のため、小中学校のICT環境の整備やICTを活用できる人材の育成に取り組めます。	小中学校ICT環境整備事業
						学校給食については、市内3カ所の学校給食センターで、民間委託により徹底した衛生管理のもと給食を提供していますが、一部の厨房機器や設備が老朽化しています。	今後も安全で安心な給食を提供するため、専門的な知識に基づいた衛生管理による運営と、老朽化が進む厨房機器・設備の計画的な更新が必要です。	安全・安心な学校給食の提供と給食施設・設備の整備	1) 各学校給食センターの調理及び配送業務を民間委託し、専門的な知識を活用しながら、徹底した衛生管理のもと安全・安心で充実した学校給食を提供します。 2) 施設の適正な維持管理や老朽化が進む機器等の計画的な更新整備を進めます。	学校給食事業 学校給食センター施設の維持管理・運営

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<教育文化>豊かに学びみんなが輝くまちづくり	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	2-3	スポーツ環境の整備とスポーツによる地域活性化	市民一人ひとりが様々な楽しみ方でスポーツに親しみ、多くの人との交流を通して地域が活性化しています。	年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が気軽、かつ安全にスポーツを楽しむことができる環境を整えるとともに、関係団体や市民の参画のもとでスポーツの魅力を発信し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を含めたスポーツによるまちづくりを推進します。	スポーツや健康づくりについて、各種団体やスポーツ推進委員、スポーツ奨励員の活動等により、全体的にはコロナ禍以前の水準に回復しつつありますが、市民一人ひとりのスポーツとの関りについては個人差が大きくなっています。	気軽にできるスポーツやレクリエーション活動に加え、競技力の向上、観るスポーツの推進など、多様なスポーツの取り組み方・楽しみ方に対応したサポート体制の構築を行う必要があります。	生涯にわたるスポーツ活動の推進	1) すべての市民が生涯を通してスポーツに親しみ、ライフステージやライフスタイルに応じた活動ができる環境をつくります。 2) スポーツ人口の底辺拡大を進め、全国や世界に誇れる選手及び指導者の育成に取り組みます。また、市を代表するアスリートやチームのサポート体制を充実させ、郷土意識や地域の一体感を醸成します。	市民スポーツ振興事業 スポーツ関係団体等との連携・支援 競技スポーツパワーアップ事業
						スポーツ施設については、これまで施設の廃止や統合を行いつつ、横手市立体育館の建設、天下森スキー場の整備、主要野球場の改修、十文字陸上競技場の公認更新などを行ってきましたが、 未だ設備の改修等が必要な施設があります。	今後も、利用者のニーズに合ったサービスの提供を図るため、設備の改修や備品の更新等を行う必要があります。	スポーツ施設の整備・充実	1) 市民が安全にスポーツやレクリエーション活動を楽しむことができるよう、スポーツ施設の適切な管理運営を行うとともに、計画的な改修や整備を実施します。 2) 施設の管理運営や改修等に当たっては、民間活力の導入やニーズに合わせた配置を考慮して進め、利用者の満足度や利便性を向上します。	スポーツ施設の適切な管理運営 スポーツ施設の計画的な改修・整備
						横手市立体育館をはじめ、主要なスポーツ施設の整備・改修による機能向上に伴い、これまで以上に様々な大会やイベントの開催が期待されています。	スポーツを核とした交流人口の拡大や地域経済の活性化を推進するため、市の魅力である食文化や農業、観光資源などを最大限に生かす仕組みの強化が必要です。	スポーツを核とした地域活性化	1) 各種スポーツの大会やイベント、合宿等を核に、市の豊かな地域資源を活用することで、交流人口の拡大や地域を活性化します。 2) 横手市立体育館等での大規模な大会やスポーツイベントの開催により 、スポーツ交流と観戦機会を充実します。	スポーツのまちづくり事業
<教育文化>豊かに学びみんなが輝くまちづくり	豊かな学びの充実により、生きる力と郷土を愛する心を育みます	2-4	心を豊かにする生涯学習の推進	市民は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学ぶことができ人生を楽しんでいます。また、学びを通じて人々の交流や賑わいを創出するとともに学んだ成果はまちづくりに活かされています。	市民が生涯にわたり学び続けられるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実を図るとともに、学びを通じて人々の交流や賑わいの創出に取り組みます。文化芸術においては、優れた文化芸術に触れる機会や体験する機会の提供に努め、気軽に楽しむ環境づくりを進めます。	「学び」を通じて個人の要望と社会の要請に応えていくことが求められています。一方で、社会の要請である地域課題や現代的課題の解決には、関係機関や団体との連携は不可欠であり、「学び」によるつながりを広めていきながら相互の関係を深めていくことが大切です。	個人の要望に対しては、学習ニーズを可能な限りの把握し、より満足度の高い学習機会の提供と学びの環境づくりに努めていく必要があります。	生涯学習の振興	1) 生涯にわたり学ぶことができるよう、新たな学びのきっかけづくりと、専門的知識を有する関係機関と連携して満足度の高い学習機会を提供します。 2) 生涯学習館A o - n a では、心地よい居場所の提供を行いながら、学びを通じて多様な人々の交流を促します。 3) 子どもたちの自立性や協調性、思いやりの心など、豊かな人間性を育むため、体験活動や交流事業の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支える体制を強化します。 4) 主体的に活動する生涯学習推進団体や学びの場を提供する各種社会教育団体の活動のほか、地区交流センターと連携し、学びの側面からまちづくりを支援します。	生涯学習推進事業 生涯学習館費 学校・家庭・地域連携総合推進事業
						文化芸術の振興においては、活動者や支援者、継承者が減少しているほか、拠点となる施設が老朽化していることから、新たな施設の整備や更新が求められています。	次世代の文化芸術を担う人材を育む土壌をつくり、拠点となる施設は、適正な維持管理に努めるほか、計画的な施設整備と更新をすることが必要です。	文化芸術の振興	1) 文化芸術に親しむ機会を充実します。特に子どもたちの豊かな心や感性を育むため、鑑賞・体験機会を提供します。 2) 市民が主体的に文化芸術活動を行えるよう支援し、成果発表の機会と場を提供します。	芸術文化推進事業
								生涯学習関連施設の整備と適正な管理	1) 拠点となる施設を適正に維持管理 します。 2) 市民会館を含む 生涯学習関連施設は、施設ごとにそのあり方を検討し計画的な整備と更新を進めます。 3) 市民が集い、市民に愛される施設として、市民会館の建て替え整備実現に向けた取組を実施 します。	芸術文化施設費
						マンガをテーマとした特色ある横手市増田まんが美術館では、マンガを活用した豊かな学びの提供に取り組んでいます が、 その対象は小・中学生と限定的です。	更に幅広い世代にマンガ文化の魅力を伝えるためには、マンガ文化に触れ、楽しむことのできる環境を整える必要があります。	マンガを活用した学びの充実	幅広い世代に対して、マンガの魅力を活用した豊かな学びの機会を提供します。	増田まんが美術館費（マンガ活用推進事業）
						市立図書館は、ＩＣタグを活用した図書館サービスを提供していますが、図書館の有効登録率は2割弱にとどまっている状況です。また、A o - n a（あーな）イベントと連携し6図書館による巡回展示等を行っています。	様々な媒体を活用し、図書館の情報や魅力発信に努め、市民の読書活動を推進していく必要があります。	図書館の充実	1) 図書館の設備や機能を充実させ、読書文化の推進に取り組みながら、地域の交流拠点として賑わい創出に貢献します。 2) 読書活動の支援を充実させるとともに、地域の財産である郷土資料の収集・保存に努めます。	市立図書館の管理運営 読書活動推進事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
＜教育文化＞ 豊かに学び みんなが輝くまちづくり	豊かな学びの 充実により、 生きる力と郷土を愛する心を 育みます	2-5	横手の風土に育まれた伝統文化の継承	市民が横手の伝統文化に関心を持ち、探求によって気づいた魅力を学びやまちづくりに活用しています。	市民が文化遺産に愛着をもち、多様な形態において活用できるように、その把握と周知に努め、伝統文化を次世代に継承します。	地域に存在する文化遺産については、市で把握しているものに分野的・地域的な偏りがみられます。	今後も調査による未知の文化遺産の掘り起こしと価値評価を進める必要があります。	文化遺産の把握と調査、価値付けと保存	1) 市内各地に残る多様な文化遺産の把握を推進します。 2) 横手固有の自然環境の下で育まれた地域の歴史文化との関連性が確認される文化遺産の把握を進め、詳細調査を実施することで指定等の価値付けを推進します。	伝統文化総務費 文化財調査保存事業 埋蔵文化財発掘調査事業
						指定等文化財の中には破損や劣化が進むものも多くみられます。	指定文化財の所有者や管理者が適切に保存できるよう継続的な対策が必要です。	文化遺産の保存の推進	1) 指定文化財の所有者や管理者が、後世に伝えるための保存できる環境を整えます。 2) 未指定の文化遺産は、所有者や担い手が保存・継承できるよう相談できる窓口を関係機関と協力しながら設置するほか、保存や継承が困難な文化遺産については、アーカイブ化などの記録保存を進めます。	重要伝統的建造物群保存事業 伝統文化総務費 文化財調査保存事業 埋蔵文化財発掘調査事業
						伝統文化の価値が知られることのないまま失われてしまうものがみられます。	その価値や魅力が広く認識されるよう、市民が文化遺産に触れる機会の創出や情報発信力の強化が求められています。 一方で、文化遺産やその調査成果の整理・公開を進める必要があります。	文化遺産や伝統文化の周知と活用の推進	文化遺産の調査成果やアーカイブ化した記録を活用し、横手の文化遺産や伝統文化の魅力の周知・発信を進めます。また、まちあるきなどの横手の伝統文化を体感する機会の提供を通じて、文化遺産を市内外に発信できる人材を育成します。	歴史まちづくり事業 重要伝統的建造物群保存事業 伝統文化普及事業
						文化遺産の保存活用の担い手や指導者、団体が減少しています。	横手の文化遺産の魅力を市内外に発信したり次世代に伝えることができる人材の育成が必要です。	学びの機会の充実	「横手を学ぶ郷土学」推進事業などを活用し、小中学校と連携して、横手を愛する児童生徒の育成を図るとともに、大人向けの学びの機会も提供することで、誰もが伝統文化に関心を持つきっかけづくりを進めます。	伝統文化普及事業 資料館の運営費
						まちづくりの核となる文化遺産を集約した展示施設については、市全域の歴史文化を学べる施設がありません。	まちづくりの核となる文化遺産を集約した展示施設については、既存施設の有効活用とともに、将来的にはF/M計画に基づいた統廃合が求められています。また、伝統文化に触れながら市内全域を回遊するような仕組みづくりを進める必要があります。	資料館施設の充実	資料館施設では、魅力ある特別展等を企画し、これと連動した講話などのイベント開催により、関心を持った市民が市内を回遊できる仕組みづくりを進めます。また、既存の資料館等の統廃合を視野に、市全域の歴史文化を総合的に学べる環境づくりを進めます。	伝統文化普及事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<生活環境>自然と調和した快適な暮らしを 実感できるまちづくり	自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます	3-1	安全で暮らしやすい環境の整備	多様化する特殊詐欺や消費者トラブルなどへの対策が図られ、また事故や犯罪の件数が減少しており、安心して生活を送っています。	交通事故や犯罪、消費者トラブルから身を守る正しい知識の普及啓発などにより、犯罪等を抑止するための効果的な取組を行うほか、各種相談窓口の周知を図ります。 空き家の所有者等への指導・助言を強化するとともに、空き家の総合的な対策を推進するため、市民・関係団体と連携し官民協働での対策を計画的に実施します。	交通事故件数に占める高齢者の割合が増加傾向にあり、加えて飲酒運転の根絶には至っていない状況です。	引き続き警察や関係団体と協力して交通事故防止対策に取り組むとともに、交通安全意識の普及啓発、道路環境の整備、地域の実態に合わせた交通安全の取組を推進していく必要があります。	交通安全対策の推進	1) 交通安全意識の普及・啓蒙を図るため、各種団体と連携し、地域ぐるみで交通災害の防止に努めます。 2) 交通事故を未然に防ぐため、道路バトロールの実施により道路環境整備を進めます。また、区画線やカーブミラー設置等の交通安全施設の適切な整備及び維持管理を図ります。 3) 自転車が関与する交通事故を防ぐため、警察等の関係団体と連携し、自転車利用者の交通ルールに対する意識向上に取り組めます。	交通安全対策事業
						特殊詐欺など犯罪が多様化しています。	地域や学校、関係機関と連携し、犯罪等の未然防止のため、防犯指導や防犯活動に取り組む必要があります。	防犯対策の推進	警察や防犯関係団体と連携し、学校・家庭・地域を巻き込んだ防犯対策を推進することで、犯罪被害の未然防止と防犯思想の普及に 取り組みます 。	防犯対策事業
						人口減少や家族形態の変化により、空き家は増加し続けており、保安・衛生上の問題となっています。	特に、 そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となるおそれのある空き家は、地域の生活環境に悪影響を及ぼす要因となっていることから、所有者等に対し適切な管理を促す必要があります。	空家等対策の推進	1) 安全で安心な生活環境を実現するために「予防の推進」、「適正管理の推進」、「利活用の推進」の取組方針に基づき、効果的な空家等対策を実施します。 2) 特定空家等を認定し、法律に基づく措置により、市民の安全や生活環境の保全を図ります。 3) 空家等管理活用支援法人を指定し、官民協働で 空き家対策に取り組めます 。	特定空家等対策事業
						社会のデジタル化が進み、消費生活が大きく変容する一方で、悪質商法をはじめとした消費者トラブルや特殊詐欺、人権侵害等、市民の抱える問題は複雑化しています。	市民がトラブルに 巻き込まれない よう、さらなる啓発活動の展開、専門的な相談体制を 整え充実させる必要があります 。	市民相談の実施	相談問題や相談放棄、年齢を問わず増加するネット通販でのトラブルなど、 市民が抱える 様々な 多様化した問題を解決するため、無料法律相談や消費生活相談など、各種窓口の周知を図り相談体制の充実と強化を図ります。 2) 職員の専門的知識向上を図るための研修会等への派遣や、資格取得を後押しする体制を整え、専門的人材の育成に努めます。	市民相談事業
						里山的な森林生態系と水田地域特有の耕地生態系の中で、多種多様な生物が生息していますが、 後継者不足や担い手不足により、管理不全の土地が増加する傾向にあります 。	緑の減少等による 生物多様性の低下を防ぐため、環境学習会等を充実させ市民意識の向上を図り、森林や農地のもつ環境保全機能や水循環機能の維持・向上を図っていく必要があります。	里山、森林、生態系、相互に関連し合う自然環境の保全	1) 市民、NP0、事業所、大学など多様な主体が里山保全活動に参加できる仕組みづくりを支援します。 2) マツ枯れやナラ枯れの被害拡大を防ぐため、病害虫の防除や被害木の駆除を実施します。 3) 倒木などの被害を防ぎ景観を維持するため、マツやナラの枯死木を伐採します。 4) 森林とふれあえる場としていこいの森の維持・整備を行います。	森林病害虫等防除事業 水と緑の森づくり事業
<生活環境>自然と調和した快適な暮らしを 実感できるまちづくり	自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます	3-2	豊かな自然環境の保全と安全で安心で安心な生活環境の形成	自然と人が調和し、全ての世代がいそいそと笑顔で暮らせる、持続可能で魅力あふれる生活環境が整っています。また、四季折々の豊かな自然環境が次世代へ引き継がれており、市民の誰もが心から安心を実感できる生活を送っています。	地球環境への悪影響を減らすための対策や公害の防止、天然資源の使用削減などを推進します。 また、森林病害虫防除や、森林環境及び公益性を意識した森づくりに取り組むとともに、野生鳥獣による人身被害や農林被害の発生防止に努めます。	小川や水路、池沼、湧水地、水田等、多様な水辺環境は市民生活にとって欠かすことのできない自然環境です。	豊かな自然環境を次世代に伝えるためには、自然を破壊する行為を監視し、環境整備を図るための調査や対策に取り組んでいく必要があります。	公害の防止	1) 大気質や水質、騒音など、環境測定を実施し、状況を把握するとともに、その結果を公表します。 2) 悪臭への苦情は多種多様であり、原因者を特定し法令や条例に基づく取り組みを推進するとともに、関係機関と連携しその対策に 取り組みます 。	公害防止対策事業
						市民の環境問題に対する知識や関心は高まっているものの、その一方では市街地等における ごみのポイ捨てや不法投棄などの環境汚染問題 が発生しています。	関係機関や団体、有識者等と連携し、その対策に取り組んでいきます。	環境美化活動の推進	1) 市内各町内会より環境美化推進員を推薦してもらい、美化活動の実践による意識向上を図ります。 2) 4月の第3日曜日を「機手愛クリーンアップDAY」とし、全市一斉クリーンアップを実施することにより、市民意識の向上を図り、ごみのポイ捨てや不法投棄を「しない」「させない」環境づくりに 取り組みます 。	環境美化推進事業 不法投棄場所の把握と監視
						地球の 気候変動 などが影響し、森林病害虫や クマやイノシシなどの野生鳥獣 による被害が増加しています。	快適で安全な生活環境と豊かな自然を守るために、これらの被害防止対策の取組を強化していく必要があります。	鳥獣被害の防止	1) クマなどの野生鳥獣が人の生活圏に近づくことを防止するため、緩衝帯の整備や誘引物の除去に取り組めます。 2) 鳥獣被害対策実施隊の活動体制を強化し、人身被害や農林被害の発生防止を図ります。 3) 野生鳥獣に遭遇した場合の 対応策など、市民の知識向上に役立つ情報発信に努めます 。	有害鳥獣対策事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<生活環境>自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり	自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます	3-3	災害に強い体制の整備	消防や救急体制がより充実し、地域での防災活動が活発に行われ、市民と行政の協働による災害に強いまちづくりが進んでいます。	災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とします。 災害に対しては「自らの命は自ら守る行動（自助）」と「身近な地域コミュニティによる助け合い（共助）」が非常に大切です。市民の防災意識の啓発・消防団への加入促進・自主防災リーダーの育成を推進し、これに「企業・団体等の協力を得た公的機関の措置（公助）」を加えた地域の総合力で対応していきます。 また、災害や救急救助要請に迅速に対応するため、消防車両や資機材の計画的な整備・更新を進めます。	近年全国的に大雨や巨大地震により大きな被害が発生しており、本市においても大雨や台風、地震などによる自然災害が散発的に発生している他、雪国特有の豪雪災害が市民の生活を脅かしています。	自然災害や、甚大な被害が想定される積雪寒冷期の地震による複合災害についての対応が求められ、市民の生命や財産を守るためにも、総合的な危機管理体制の強化・救急救命体制の充実を図る必要があります。	防災施策の推進	1）防災計画や防災マニュアルの見直しを適時行うとともに、新たなデジタル技術の導入を図りながら防災体制の強化や飲食品をはじめとする備蓄品の整備、避難所の生活環境改善対策を計画的に進めます。 2）広域防災拠点等について、国や県と協議を進め機能強化を図ります。	災害対策費
								消防機能の維持向上	1）計画的な消防車両等の整備・更新並びに防火水槽や消火栓等の消防水利の設置を進めるとともに、既存の施設や設備等を適切に維持管理します。 2）多発化・激甚化する災害に備え、装備の充実とともに関係機関との連携強化を図り、消防体制の整備に取り組みます。	常備消防施設等整備事業 消防施設整備事業
								救急救命体制の充実	1）救急救命士の養成等、救急救命業務体制の充実に努め、迅速・確実な救急搬送を行なうため医療機関との連携を図ります。 2）公的施設等に配置されているAED（自動体外式除細動器）の適正な維持管理を行なうとともに、市民に対する応急手当の普及・啓発に取り組みます。	救急医療機器管理費
						少子高齢化やライフスタイルの変化により、地域コミュニティにおける住民間の交流やつながりが希薄化しており、地域防災力を維持できなくなる恐れがあります。	火災をはじめとする災害の未然防止や災害時の対応には、消防体制の整備や消防団活動に加え、自主防災組織など地域の方々の組織的な活動や企業の応援が必要となります。特に、一人では避難することが困難な高齢者や障がい者に対しては、公的機関のみならず、地域の支援が不可欠ことから、地域防災力を強化する必要があります。	地域と一体となった防災体制づくり	1）自主防災リーダーの育成を進め、自治会や自主防災組織等への防災意識の浸透を図り、ひとり暮らし高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を、地域全体で支援していく体制づくりを推進します。 2）有事の際に迅速で的確な対応が取れるよう、防災訓練の実施や自主防災組織の確保・育成を図ります。	災害対策費 避難行動要支援者名簿整備事業
						消防団員数は、過疎化や高齢化、被雇用者の団員増加などを理由に減少が続いています。	災害の規模が大きくなるほど、多数の住民の避難や救助が必要となり、消防団の動力力と機動力が求められることから、地域防災の中核を担う消防団組織を維持するとともに、社会環境の変化に合わせた活動を推進していく必要があります。	消防団活動の推進	1）幼少期からの防災教育や広報活動のほか、企業等の消防団活動に対する理解促進に努め、消防団員の確保を図ります。あわせて消防団協力事業所制度を推進して消防団員が活動しやすい環境整備に取り組みます。 2）可搬ポンプ積載車などの消防車両や、激甚化する災害時においても消防団員が安全に活動することができる装備・機材の計画的な配備と更新を進めます。	非常備消防費
						近年の災害事例などにより自然災害への危機感や防災への関心は高まってきているものの、各家庭や事業所などでの有事の備えや避難行動の意識はまだ不足しています。	さまざまな災害による被害を最小限に食い止めるためには、防災講話やハザードマップなどにより、市民に対し最新の防災情報を発信し、市民にはそれを受け取り行動に繋げてもらうことが必要です。また、防災訓練の実施により、迅速で的確な対応がとれる体制づくりに継続して取り組む必要があります。	災害危険区域等の情報提供	県との協力のもとに、本市の地理的条件や気候特性を踏まえ、大雨や大雪などによる水害や土砂災害の危険箇所の実態を把握し、ハザードマップの更新や市民への情報提供、および災害の未然防止への取り組みを進めます。	災害対策費 急傾斜地崩壊対策事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<生活環境>自然と調和した快適な暮らしを実感できるまちづくり	自然環境を守り、安全で安心なまちづくりを進めます	3-4	循環型社会の確立と環境保全の推進	環境に対する市民の意識が高まり、資源循環の定着と気候変動対策への取組が進み、豊かな自然と調和した生活環境が保たれています。	「新ペットボトル等処理施設」の建設に合わせ、分別ルールに製品プラスチックを新たに加え、周知浸透を図り、資源循環意識の醸成を図ります。 精度の高い3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進により、環境への負荷低減と資源の有効活用を図り、循環型社会の確立を目指します。 公共施設から排出される温室効果ガスの削減目標・結果を活用しながら、市民や法人等に向けた気候変動対策の推進を促す啓発を行います。	一般家庭から排出されるごみの量は減少傾向にありますが、依然として事業所から排出される産業廃棄物が一般廃棄物に混入されて、クリーンプラザよこてへ搬入されています。また、空家等の片付けごみの増加に伴い、総排出量の減量化は進まない状況です。さらに、ごみの資源化率も減少傾向にあります。	事業所及び搬入業者へより一層、分別の徹底を促すとともに、引き続きごみの減量化に向けた取組が必要です。また、再資源化を推進するため、市民や事業者へより一層の分別徹底を促す必要があります。	ごみの適正処理と資源循環の推進	1）集団資源回収活動（新聞雑誌・段ボール・アルミ缶・びん等）を推奨し、ごみの減量化・資源化の取組を支援します。また、新たに製品プラスチックを分別に加え、更なる資源化率の向上を図ります。 2）循環型社会の担い手として市民の3Rを意識した行動の定着を図り、さらに「もらわない（リフューズ）」・「修理（リペア）」へとつながるライフスタイルへの普及啓発を推進します。 3）事業所から排出されるごみの減量化を図るため、産業廃棄物の混入防止の啓発活動を強化し適正処理を推進します。	ごみ収集事業 集団資源回収活動奨励金 ペットボトル等処理施設整備事業 横手衛生センター基幹的設備改良事業
						今後、集積庫へごみを排出できない高齢者世帯の増加が予測されます。一方、集合住宅地等の新規造成、住宅の建築により集積庫が増え続けている状況があります。	新たな収集体制や制度について、関係機関や団体等と協議し取り組んでいく必要があります。	ごみの収集体制の確立	高齢者世帯からのごみ収集体制の確立、集合住宅地への集積庫の設置や既存集積庫の統廃合など、状況に応じた柔軟な収集体制について、関係団体や機関と協議を進めてまいります。	ごみ収集事業 ごみ集積庫整備事業
						気候変動対策や災害時のエネルギー確保のため、再生可能エネルギーへの転換と省エネルギーの対策が必要となっていますが、本市の自然環境は大きな再生可能エネルギーを作り出せる現状にはありません。	地域にある小さな資源からエネルギーを生み出し蓄積させる等、市民一人ひとりが再生可能エネルギーについての理解を深め、その対策に取り組んでいく必要があります。	脱炭素社会に向けた取組の推進	1）一般家庭における再生可能エネルギーや省エネルギー設備等の導入・活用を促進します。 2）カーボンニュートラルの実現に向け、市民や事業者の環境意識の向上と主体的な環境保全活動を推進します。 3）横手J-クレジットを活用し、カーボンオフセットへの取組と森林整備の推進を図ります。 4）省エネルギー機器などの導入推進など、市が率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組めます。 5）新築住宅などの木質化を推奨し、CO2削減の働きかけを行います。	再生可能エネルギー導入促進事業 脱炭素と気候変動対応事業 カーボンオフセット地球温暖化対策事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
＜産業振興＞ 活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-1	農林業の持続的発展	生産性と収益性の高い魅力ある農林業の展開により、活力ある地域社会が形成され、基幹産業である農林業が持続的に発展しています。	多様な担い手の確保と育成、農地の集積・集約化による生産基盤強化、及び気候変動に強い農業の推進に取り組みます。さらに農業の複合化と6次産業化による収益性の向上、スマート農業技術等の活用による農業生産の効率化と省力化を進めます。また、林業においても木材利用の推進や林業人材の育成に取り組み、森林環境譲与税を活用した適正な森林整備を推進します。	農業従事者の減少と高齢化、及び後継者不足により、離農や耕作放棄地、果樹園の廃園や放任園も増加傾向にあります。	多様な農業人材の確保と育成を図るとともに、農地の面的集約を進め、経営の安定化と生産性の向上を図る必要があります。	経営能力に優れた多様な経営体の育成	1) 地域農業の担い手となる認定農業者や新規就農者の確保・育成とともに、雇用就農の受け皿となる経営体の育成を推進します。 2) 経営体における就労条件や労働環境の整備を推進し、人材の確保・定着を図ります。 3) 地域計画の実践により、意欲ある担い手への農地の集積・面的集約を推進し、経営の効率化と安定化を図ります。	就農支援事業 農業経営支援事業 よこて農業創生大学事業
						本市は稲作を中心に野菜、果樹及び畜産などの複合産地化が進んでおり、全国的にも高い農業生産額を誇っています。また、特別栽培米やe c o (エコ)らいう、果樹の統一ブランドなど、付加価値の高い農産物の販売が促進されています。しかし、燃料や資機材の高騰による生産コストの上昇や異常気象は農業経営に深刻な影響を与えています。	今後も産地を維持していくために、作業の省力化や効率化、生産コストの低減等により生産性の向上を図るとともに、更なる農業所得向上に向けた取り組みが 必要 です。また、異常気象への対応、もみ殻や廃菌床など農業副産物の活用も 必要 です。	生産性と収益性の高い農業の推進	1) 園芸作物の生産体制を強化し、農地のフル活用による複合産地化を推進します。 2) スマート農業を積極的に推進し、作業の省力化や生産性の向上、品質の確保を図ります。 3) 地球温暖化による異常気象に対応するため、県などの関係機関と連携し気候変動や災害に強い農業を推進します。	作物振興事業 スマート農業普及支援事業
						市とJ Aの連携によるP R活動や情報発信により、横手市産農産物の知名度向上につながっています。また、農業に由来する伝統的食文化のプロモーション活動や横手市産農産物の地産地消の取り組みも進められています。	農業者の所得向上に向けて、産地の魅力発信や販路拡大を推進するとともに、食文化の継承や地域内での利用拡大など、複合産地の地域特性や強みを生かした取り組みを更に進めていく必要があります。	地域の特性を活かした魅力ある農業の推進	1) 地域資源を有効活用した6次産業化の取り組みを支援します。 2) 社会情勢や市場の動向を注視し、国内における市産農産物の販路拡大を支援するとともに、海外マーケットの開拓に対する取り組みも支援します。 3) 農業の魅力発信や農業体験等を通じて、交流人口の拡大を図り、農業・農村への関心や関りを深めます。 4) 地産地消や食育の普及により、伝統的な食文化の継承と市産農産物の利用拡大を推進します。 5) 環境負荷を低減する取り組みを推進し、環境と調和のとれた持続可能な農業を目指します。	横手農業ブランド創造事業（6次産業化応援事業など） 発酵文化のまちづくり事業
						小規模な圃場や農地の分散錯雑により作業性が上がらない状況があります。また、耕作条件が不利な中山間地域では特に担い手の確保が難しく、耕作放棄地や野生動物による被害が増加しています。更には少子高齢化と人口減少により地域活力の低下も進んでいます。	生産性を向上させるための基盤整備を推進していく必要があります。また、農林業の有する多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）を維持するため、地域ぐるみで農山村環境の保全に取り組むことが必要となっています。更に地域の特性や資源を生かした農業の推進も 必要 です。	生産基盤の整備と農村環境の保全	1) 農地の大区画化や水利施設の整備を促進し、生産基盤の強化を図ります。 2) 農業の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、生産基盤の維持管理と地域の共同活動に対する支援を行い、地域資源の適切な安全管理を推進します。 3) 中山間地域の農地の維持・保全に努め、農業生産活動の継続と耕作放棄地の拡大防止を図ります。	農業生産基盤整備事業（農地の大区画化、水利施設の整備） 多面的機能支払交付金事業、直接支払交付金事業（中山間地域等・環境保全型農業）
						森林への関心が薄れていることや、木材価格の低迷と木材需要が縮小傾向にあることに加え、所有者不明の山林や林業経営の後継者不足により、森林整備に支障をきたしています。	適正な森林管理を実施するため「伐って・使って・植えて・育てる」といった森林資源の循環利用の推進が 必要 です。	森林資源の循環利用の推進	1) 施業の効率化を図るため、林道施設の改良や長寿命化、新規路網の整備を実施します。 2) 適切な手入れがされていない森林の整備を進めるため、森林経営管理制度の取り組みを促進します。 3) 健全な森林づくりを目指し、民有林の再造林や保育を支援します。 4) 木材利用の促進や林業人材の育成などにより、持続可能な森林整備を推進します。	路網整備事業（林道改良事業など） 森林経営管理事業（森林環境譲与税活用事業）

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<産業振興>活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-2	活気ある商業の振興	起業・創業により新たなビジネスが創出されるとともに、地域に根差した魅力ある事業が未来へと承継されることで、市内商業が活性化しています。	個々の事業者の経営強化を支援するとともに、空き店舗対策や、商店街、商工団体などが行う地域商業を活性化させるための取組を支援します。併せて事業承継のマッチングを進めます。また、Bizサポートよこてを活用した起業家への支援や相談体制を充実させ、経営者としての成長、事業の発展、活動を後押しするための育成支援を行います。	市内の卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業は小規模事業者が大半を占め、事業所数、従業員数は減少傾向にあります。市内総生産額を見ると新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した状態を回復していません。また、後継者不足等による空き店舗が増加しています。	地域商業を活性化させるため、中心市街地や商店街などの賑わい創出と魅力向上、労働生産性の向上、販路拡大を図る必要があります。	商業の振興	1) 事業者が連携して行う賑わい創出や魅力向上のための取組に加え、販路開拓などの労働生産性向上に資する活動やチャレンジへの支援を行います。 2) 商店街等の空き店舗を活用して開業を希望する方への支援を行います。	地域商業活性化支援事業
						人口の社会増減をみると、10代後半～20代前半の若年者の転出が多く、商業を継承する担い手が不足しています。	進学・就職等で市外へ流出した若年者を地元へ呼び戻すため、若年者の雇用の受け皿となる多様な職種を確保し、新たなビジネスを生み出す可能性のある起業・創業を支援する必要があります。	起業・创业者の育成と支援	1) 市内起業・创业者の増加を図るため、Bizサポートよこての機能強化と利活用を促進し、また市内商工団体等との連携を図り、事業を始めようとする方の負担軽減と不安解消に努めます。 2) 具体的な起業プランを持つ方や、ユニークでオリジナリティあふれる方など、将来的に横手市を代表する起業家となることが期待される人材の成長を支援します。	起業・創業支援事業 Bizサポートよこて費
						本市の事業所が減少している要因の一つとして、経営者の高齢化と後継者不足があります。市内の事業所の多くは、経営者の高齢化に伴い世代交代の時期を迎えています。	事業所が有する技術、ノウハウ等の貴重な経営資源や雇用の確保のためにも、円滑な事業承継への取組を強化していく必要があります。	事業承継への支援	後継者不在の個人事業主を含む市内中小企業者等の事業承継について、関係機関と連携しながら支援します。	商工団体連携地域活性化事業
						本市の事業所の多くは中小規模事業所であり、経済情勢の変化が、事業の成長や存続に大きな影響を受ける状況にあります。	事業の成長及び経営の安定化を図るための取組が必要です。	中小企業等への経営的な支援	商工業振興のための核となる事業を展開する団体への支援を行うとともに、事業資金を必要とする市内中小企業等に対し、融資あっせんや利子補給事業を行います。	金融対策事業
<産業振興>活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-3	活力ある工業の振興	高付加価値を生み出す競争力の高い企業が多く操業していることで市内経済活動が活性化し、地域産業が発展しています。	本市経済の牽引産業である輸送機関連産業をはじめ市内の地域産業を更に成長させるため、企業間のマッチングや設備投資を支援し、産業としての厚みを図ります。また、競争力の高い企業育成のため、効率的な生産体制の構築や付加価値化を推進し支援することで、活力ある地域産業および雇用創出に取り組みます。	本市の製造品出荷額は、輸送機関連産業の割合が最も高くなっており、また、秋田県全体の輸送機関連産業出荷額においても高い割合を占めています。	本市経済の更なる成長につなげるためにも、裾野が広い産業である輸送機関連産業の集積を促進することが必要です。	輸送機関連産業の成長促進	市の製造業を牽引する輸送機関連産業のさらなる成長を促進のための支援を展開します。	成長産業支援事業
						東北地方にある自動車完成車メーカーは、従前より現地調達率を上げたい意向を示しています。	関連する企業間連携が必要です。	企業間連携の推進	地元企業と誘致企業が取引できるよう企業間のマッチングを推進することで、企業の技術力向上や販路拡大等の取り組みを支援します。	企業訪問、県施設斡旋
						災害や非常事態が発生した場合を想定して策定する業務継続計画（BCP）について、現状、市内企業においては策定の必要性の認識が十分に浸透しているとは言えない状況です。	災害等の発生時における業務継続ができないことによる経済的損失の回避やイメージダウンの抑止、また、従業員の安全性確保の観点からも速やかなBCP対策の促進が必要です。	BCP対策の普及促進	市内企業の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努めます。	企業訪問
						人口減少及び少子高齢化により市内の事業所数や従事者数も減少傾向にあり、その状況が続くと市内企業の経営基盤の弱体化、ひいては市内経済の衰退につながることを懸念されます。	人口減少下にあっても市内企業が将来にわたり経営を持続していくために、企業内の生産性の向上や高付加価値製品の開発等、持続可能な経営基盤確立につながる施策を推進していく必要があります。	経営持続への支援	1) 地元企業が実施する生産性向上のための設備投資への支援に積極的に取り組みます。 2) 市内企業等の高付加価値製品開発や技術開発のための環境を構築します。	中小企業活性化支援事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<産業振興>活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-4	地域資源を生かした観光・物産振興	当地の地域資源を活用した観光の推進により、国内外観光客の満足度と市民の関心が高まり、観光客増加の好循環が起こっています。また、農商工が連携した「稼ぐ観光」施策を展開することで観光消費額が拡大し、市内経済が活性化しています。	本市が有する地域資源を守り、磨き上げを行うことで、その魅力を最大限に引き出し、観光客のニーズに対応した「観光のまちよこて」を推進します。その上で、戦略的な観光誘客と物産振興、情報発信や消費の誘導により、市内事業者の連動性と生産性を高め、「稼ぐ観光」の実現に向けた取組・支援を推進していきます。	本市の観光入れ込み客数は、令和6年度で年間延べ約306万人、宿泊者数は延べ23万4千人で、コロナ禍前の9割程度にとどまっています。	冬場を始めとする閑散期の宿泊につながる誘客が課題となっています。このため、本市が有する観光物産資源を今一度検証し、そのポテンシャルを十分に引き出し、経済効果が実感できる取組を進めていく必要があります。	魅力ある観光資源の活用	田園都市の多様な観光資源を生かすため、地域おこし協力隊などの外部人材の視点を取り入れたながら発掘、磨き上げに取り組みます。	よこて観光地域づくり推進事業
								観光誘客の取り組み強化	1) かまくら体験をはじめ、冬季体験コンテンツの長期提供と差別化により、冬季の観光需要の底上げと平準化に取り組みます。 2) 「観光のまちよこて」としての市民の誇りを醸成させ、ホスピタリティの高いまちとして発信します。	観光誘客推進事業
								効果的な情報発信の推進	1) SNSを活用して、ターゲットに合わせた訴求力のある情報発信を行います。 2) 市内観光情報を一元化するための体制整備を行い、観光客の情報収集の効率化を図るため、多角的な情報提供を推進します。 3) 各種調査により、観光客の動向やニーズなどのデータ分析結果を観光事業者へ提供し、戦略的なプロモーションに活用します。	観光誘客推進事業 機能合体事業 よこて観光地域づくり推進事業
						まつりやイベント、食を含む地域の伝統文化を支えてきた人々の高齢化、担い手不足が顕著になってきており、開催規模の縮小や継続・継承が困難な事例が出てきています。	文化や技を継承し故郷を心に刻むためにも、若者とりわけ子どもたちが参画する機会の創出や、外部人材の受け入れによる継続策の展開など、他分野と連携した対策が必要です。	市民や観光客の参加機会の創出	慣習や慣例等にとらわれることなく、文化の本質を再検討しながら、市民や観光客が参加しやすい持続可能なまつりやイベント作りに取り組みます。	観光振興総務費
						訪日観光客は増加傾向にあるものの、本市への波及は少ない状況であり、国内の人口減少が進む中では将来に向けても重要なターゲットとなります。	外国人観光客が訪れたいくなる、求めたいくなるような観光資源の磨き上げや体験コンテンツの開発が急務となっています。また、地理的ハンデの克服、宿泊施設や観光施設などのハード・ソフト両面の受け入れ体制の整備も必要です。	国内外からの観光誘客の推進	1) 国内外のターゲットを明確にして、戦略的なプロモーションを行います。 2) ソフト・ハード両面における観光客の利便性向上により、満足度を高め、リピーターの獲得を目指します。	観光誘客推進事業
						人口減少により国内市場が縮小している中、本市では、出身者を中心とした横手ファンを「応援人口」と位置づけ、その数は1万人を超えています。これまで、様々な場面で応援をいただきながら、物産振興施策などにおいて大きな成果を上げてきましたが、構築した応援人口基盤を活かす事業発展が必要な段階となっています。	今後は、更なる応援人口の獲得に努めながら、観光を始めとする他分野への波及なども意識した柔軟な事業展開と、新たなターゲット層の発掘が必要です。	観光施設の適正な管理	観光施設等の予防修繕を実施し長寿命化を図るなど、施設・設備の適正な維持管理を実施し、施設の魅力アップに努めます。	観光施設等の運営
								地域資源を活用した産業振興	1) 応援人口をターゲットとした、地域製品の販売促進・PRや誘客を進めます。 2) 魅力ある横手産品を国内外の企業等に効果的に結び付ける仕組みを構築します。 3) ブランド価値向上のため、マーケットインの視点による横手産品のブラッシュアップを進めます。 4) 農商工が連携し、付加価値の高い商品・サービスを地域内外に展開し、持続可能な産業構造の構築を図ります。	応援人口拡大事業 横手産品販路拡大事業
						地域に経済効果をもたらすため、滞在時間の延長や消費拡大策が必要となっています。さらに横手市立体育館の完成により、各種スポーツ大会やコンベンション等、全国から多くのお客様を迎える機会が大幅に拡大します。	市内の宿泊施設が限られていることから、周辺市町村の施設との連携体制を構築することなど、その経済効果を最大限に引き出すため、観光物産施策も含め、自治体や産業分野を横断した戦略的な施策展開が必要となります。	滞在時間延長と消費拡大	1) 近隣市町村と連携し、エリアとしての存在感を高めます。 2) 宿泊につながる夜の飲食やイベント、アクティビティの充実や情報発信につとめます。 3) 横手市立体育館や市内観光施設への来訪者を、市内各地域へと回遊させ、滞在時間延長と観光消費額の拡大を図ります。	観光誘客推進事業 機能合体事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<産業振興>活力と魅力にあふれ、産業が成長し続けるまちづくり	人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	4-5	魅力ある企業の育成と雇用機会の拡大	多様な職種の企業が成長し、魅力ある就業の場が増えることで、地域の将来を担う世代をはじめ、多くの人々が地元で生き生きと活躍しています。	若者の地元企業への定着のため、秋田県や関係機関と連携しながら産業用地の確保に努め、多種多様な企業の誘致を推進します。また、より働きやすい職場づくりを推進する企業等の支援や、その魅力を効果的に発信し、地元定着を促すとともに、進学等で地元を離れた若者に地元回帰を促す取組を推進します。	輸送機関連産業をはじめとする製造業の新規立地が進んでいますが、市外へ進学し専門的知識を身に付けた若者が地元回帰するための選択肢となる多種多様な就業先が不足しています。	その為、引き続き産業用地の確保を進めるほか、若者の就業先として人気の高いソフトウェア・情報処理・ネット関連及び研究開発型の企業誘致を進める必要があります。加えて輸送機関連産業をはじめとする製造業の新規立地が進んでおり、引き続き産業用地の確保が必要です。	企業誘致の推進	1) 県との連携強化を図り、新規企業等への積極的な企業訪問を展開し企業誘致を進めます。 2) 地理的及び業界ネットワークの優位性を活かし、自動車関連企業の集積を推進します。 3) 進学等により身に付けた専門的知識を活かせる、IT・ソフトウェア産業、研究機関等の立地に取組めます。 4) 将来を見据え新たな工業用地の整備に取組めます。	企業誘致対策費（企業訪問による誘致活動、専門的知識を活かせる企業・研究機関へのアプローチ、サテライトオフィス誘致推進） 工業団地整備事業 IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成事業
						少子高齢化の進行により生産年齢人口の減少が一層進んでいることから、人手不足が特に顕著となっています。	若年者の地元定着策や、女性、高齢者の活躍を推進し人材を確保するため、休暇をとりやすくすることや健康管理に取り組むなど、職場環境の改善構築に向けた取組を市内事業所と一体となって推進する必要があります。	地元企業との連携	1) 地元企業と進出企業の連携を図り、経済活動の活性化を図ります。 2) 小学生、中学生、高校生向けの企業ガイダンス等の開催により、地元企業の魅力を伝えることで将来的な市内への就職につなげます。	産業誘致対策事業（ものづくりネットワーク会議・産業振興アドバイザーによる企業育成）
						本市では、女性や65歳以上の男性の労働参加率が高く、就労意欲も高い傾向にあります。	この強みを生かし、労働意欲をもつ高齢者も、その能力を発揮し、生き生きと働くことのできる雇用環境の整備を支援する必要があります。	雇用の安定化	1) 金融機関への預託金の交付や勤労者互助会、横手地方職業能力開発協会など各種団体への支援と連携により、労働環境の整備に努めます。 2) 県、ハローワーク、商工団体等との連携により、求職者及び新規就職者の雇用拡大を図ります。 3) 就職情報や移住定住施策と連携したポータルサイトを構築・運営し、企業側と求職者のマッチングを図ります。 4) 市内企業による採用活動を支援する施策を推進し、地域内での就職機会の拡大と市内就職者の増加を図ります。	若年者等人財育成・地元定着支援事業
								生涯現役社会の推進	横手市シルバー人材センターへの支援と連携により、高齢者の就労機会の拡大に努めます。	労働・雇用対策費

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特徴を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	5-1	雪国の安全・安心な暮らしの実現	民間と行政の協働による雪対策の実施や道路交通網の整備により、安全で快適な冬期間の暮らしが実現されています。	雪処理を行政だけで対応していくには限界がある状況となっています。市民の安全で快適な冬期間の暮らしを実現するため、更なる効率化と市民との協働の視点に留意し、総合雪対策基本計画に基づき各種施策を展開します。	当市において雪は、水道水源や農産物を育む豊かな水資源であるほか、商業面や観光面などに多くの恩恵をもたらします。また、雪国における生活の質は、雪対策の実施や道路交通網の整備により以前に比べ向上しています。しかし、少子高齢化の進行による道路除排雪作業を担う担い手の不足や、生活様式の多様化、気候変動などにより、雪下ろしや住宅周りの除排雪作業に対する負担感が増しています。	除雪作業員の高齢化による担い手不足が深刻化する中、安定的・持続的な除雪体制づくりが必要です。また、今後さらに増加する高齢者世帯にかかる雪処理の負担軽減のためには、将来を見据えた克雪住宅の普及が必要です。	雪対策の推進	1）安全で暮らしやすい雪みちを確保するため、道路除排雪の効率化と安定的・持続的な除雪体制づくりを進めます。 2）豪雪時でも、安全な交通を確保するため、市民の雪に関する理解の向上と地域による協働除雪に対する意識醸成に努めます。 3）雪処理に伴う負担軽減や事故等を未然に防ぐための、住環境整備への支援を継続的に進めます。	道路等の除排雪費 除雪機械購入事業 克雪施設（流雪溝・消雪パイプ・消融雪溝等）の適正な管理 流雪溝使用等に関する雪国の生活マナーの啓発 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業 町内会等除雪活動費支援事業
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特徴を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	5-2	道路環境の充実と道路ネットワークの強化	安全安心で快適な道路環境が確保されています。また、道路ネットワークの強化が進み、地域経済が活性化しています。	道路・橋梁などのインフラ資産については、定期的な点検やパトロールを実施し、適正な維持管理、更新を行います。また、予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ること、修繕コストの縮減を目指します。 併せて、国道や県道、秋田自動車道の整備や、スマートインターチェンジの設置などの早期実現による道路ネットワークの強化に向けて取り組みます。	道路や橋梁等の道路施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、経年劣化や損傷が進んでいます。	更新や大規模な補修の時期が集中するものと考えられるため、効率的かつ計画的なメンテナンスの実現を加速させることが必要です。	道路・橋りょう等の適正な維持管理と長寿命化	安全安心で快適な道路環境を確保するため、現状把握と、日常的な維持管理を徹底しつつ、効率的かつ計画的なメンテナンスを実施することで、道路施設の長寿命化を図ります。	道路や橋りょうの維持管理費 社会資本整備総合交付金等事業 道路メンテナンス補助事業（橋りょう維持）
						市民に最も身近で密着した生活道路について、適切な維持管理や更新により、健全な状態で維持することが求められています。		生活道路の市民との協働による維持管理	市民生活に密着した生活道路を健全な状態で維持するために、市民との協働による維持管理の取り組みます。	道路異状（穴ぼこ等）情報の受信と早期対応
						近年、自然災害が頻繁に発生し、且つ激甚化していることを踏まえ、災害に強い道路ネットワークの強化が求められています。	災害に強い道路ネットワークの強化が必要です。幹線道路の整備を推進するとともに、国道や県道等の整備促進や、秋田自動車道の全線4車線化の早期実現を要望する活動が引き続き重要です。また、県内外からの観光客の利便性を図ることによる広域的な観光振興及び地域経済の活性化を目指し、市東部地域へのスマートインターチェンジの設置が必要です。	道路ネットワークの充実	1）市の基幹的な道路である都市計画道路（街路）等の計画的な整備を進めるとともに、高速道路や国道・県道の整備促進に関する要望活動に引き続き取り組みます。 2）広域的な産業振興や観光振興などによる交流人口の増大を図り、地域経済の活性化につなげるため、市東部地域へのスマートインターチェンジ設置を検討します。	地方街路整備事業
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特徴を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	5-3	公共交通の充実と利用の促進	DX技術の活用等による利便性向上や様々な分野と連携した利用促進策によって、市民の暮らしを支える公共交通が充実しています。	鉄道や路線バス、横手デマンド交通などのあらゆる交通手段において、利用者の動向やまちづくりの方針と密に連携しながら利用促進に取り組むとともに、行政と交通事業者や他分野における関係者も含めた相互間の連携を通じ、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指します。	地域公共交通の主たる利用者層である「老年人口」の総人口に占める割合が増加傾向にあります。鉄道や路線バス、代替交通により市民の移動手段が確保され、さらに横手デマンド交通が市全域をカバーしていますが、路線バスの減便など公共交通の利便性が低下している状況もあります。また、人口減少に伴う乗務員不足により、路線バスの減便など公共交通の利便性の低下が懸念されています。今後、人口減少及び高齢化が加速することにより、公共交通の担い手がますます減少することが予想されます。	公共交通を必要とする人が移動に困ることがないよう、日常生活に必要な移動手段として地域公共交通を維持していく必要があります。公共交通の担い手の確保や地域が主体となった取組を進め、持続可能な地域公共交通体系を構築するため、特に代替交通における利用実態や地域事情を考慮しながら、効率的な運行となるよう検討する必要があります。また、担い手の確保や地域が主体となった取組を検討する必要があります。	公共交通の充実	1）市民の日常の移動の足である鉄道と路線バスの維持に努めます。 2）市中心部の商業施設や医療施設への移動を担う横手市循環バスを運行するほか、市全域を面的にカバーする横手デマンド交通によって市民の移動の足の確保を図ります。 3）地域の実情にあわせた代替交通や公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）を展開します。 4）公共交通の担い手となる乗務員等の確保や自動運転バスなどについて、事業者と連携した取り組みを進めます。	生活バス路線運行費補助事業 地域公共交通活性化事業 代替運行事業 鉄道整備・地域開発促進事業
						広範囲に立地する商業施設や利用医療施設への移動を確保するため多様な交通手段を展開していますが、利用方法や運賃、他の交通手段への接続など、利用者にとって複雑な面もあります。	市民の移動ニーズに対応するため、市内を運行する様々な公共交通の連携を強化するとともに、接続のしやすさや料金の支払い方法など、利用者の利便性向上を図る必要があります。	公共交通の利用促進	1）公共交通を利用するきっかけとなるような取り組みを推進します。 2）運転免許証自主返納者に対する公共交通で利用できる回数券の交付を継続し、福祉分野など他の分野と連携しながら公共交通の利用促進を図ります。	地域公共交通活性化事業
						本市を運行する公共交通では、路線バスと代替交通等の乗り換えが不便なものもあります。また、それぞれの交通手段の時刻表や路線図、運賃等の情報入手の方法が統一されていません。	より使いやすい公共交通とするため、接続のしやすさや料金の支払い方法など利用者の利便性向上を図る必要があります。また、多様な媒体やICTなどを活用しながら、誰にとっても分かりやすく、いつでも必要な情報を入手できる環境を整える必要があります。	公共交通の利便性向上	1）運行ダイヤの見直しによる接続改善やキャッシュレスでの支払いなど利便性向上を図ります。 2）スマートフォンアプリ等の導入により、公共交通の情報をいつでも簡単に入手できる環境の整備に努めます。	地域公共交通活性化事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特色を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	5-4	地域特性を生かした快適な居住環境の形成	土地利用の誘導施策や克雪対策により、暮らしやすく住み続けられる生活空間が形成されているほか、地域の特色を生かしたまちづくりが進められ、居住人口が増加し賑わいが生まれています。	立地適正化やコンパクトシティという考え方に基づき、都市機能誘導区域、居住誘導区域では宅地造成など土地利用の誘導や指導を図り、融雪設備の整備等、質の高い暮らしを実現します。地域拠点では各地域の特色を生かし、今後も住み続けられるよう、生活排水処理施設や道路等の適切な維持に取り組みます。 また、景観計画や屋外広告物条例に基づく規制誘導により横手らしい自然豊かな美しい景観を保全し、うるおいのあるまちづくりを進めます。	人口減少、少子高齢化が一層深刻な状況になっており、中心拠点、副拠点においても空き地や空き家、空き店舗が増加し空洞化が深刻化しています。	居住者や来訪者が増加し、にぎわいが再生されるよう拠点の魅力向上を図るとともに、冬季も暮らしやすい、除雪等に対する負担が少ない居住環境を創出する必要があります。	計画的な拠点誘導	1) 既に集積している都市機能を活かし、住宅や商業・業務施設、公共施設等が複合した土地利用を誘導します。 2) 戸建て住宅、マンション、持ち家、賃貸等、多様な世代がライフステージに合わせて住まいの選択が可能な居住環境、雪処理の負担が少ない居住環境の形成を図り、共働き世代や高齢者世帯等の定住促進に取り組みます。	横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業 中心市街地活性化事業 副拠点エリア（十文字地域）整備事業
						無秩序な開発の抑制のため、特定用途制限地域の田園居住型を田園保全型へと強化した見直しにより、住宅地の居住誘導区域への適正誘導が図られています。しかし、大規模な誘導施設の都市機能誘導区域内への立地については、まとまった開発可能な土地が少ない現状にあります。	低未利用地の利活用を含めた土地の再編等による誘導施設立地可能地の整備と、飽和状態にある都市機能誘導区域の見直しの必要があります。また、冬期間に適切な雪処理が可能な施設・設備等を有する開発事業を進めていく必要があります。	一定規模の開発可能地の創設	1) 一定規模の開発可能地の創設と、都市機能誘導区域の見直しを行い誘導施設の配置を推進し、にぎわい創出を図ります。 2) 開発区域内の雪寄せ場の確保、消融雪施設の導入のため、雪国にふさわしいまちづくり指針の作成に取り組みます。	都市再生整備事業
								計画的な土地利用の促進	国土利用計画法などの土地利用関係法の適切な運用と、秋田県国土利用計画などの土地利用に関する計画による土地利用の調整を通じ、土地の適正な利用と適切な管理を図ります。	国土利用計画法などの土地利用関係法の適切な運用
						各地域拠点が守り育んできた自然や文化、地域コミュニティがあります。	今後も住み続けられるよう、日常生活で必要な機能の維持に取り組む必要があります。	地域拠点の機能維持	1) 田園や中山間に点在する既存住宅に住み続けられるように、地域住民や行政に限らず、地域おこし協力隊や地域外住民（ボランティア、観光客、応援市民など）、NPO法人等の多様な主体による地域を支える機能の確保に取り組みます。 2) 中心拠点や副拠点と地域を結ぶ公共交通の確保に取り組みます。	都市再生整備事業
						これまで、良好な景観形成を図るため、一定規模以上のものを届出対象とし「景観づくりの基準」に適合した建築物となるよう指導等を行ってきました。その「景観づくりの基準」は、各ゾーン別に設定していましたが、市街地景観ゾーンに含まれる範囲において、地域特性が異なるエリアを一律の基準で規制しているため、実態との乖離が生じている状況にあります。	特性が異なる地域を一律の基準で制限していることから、実態と乖離した状況を解消する必要があります。	自然豊かな美しい景観の保全	1) 景観づくりの基準の見直しを行い、地域特性、風土特性を生かした景観計画を進め、豊かな自然や歴史的な街並みの景観を保全します。	景観・屋外広告物対策事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特色を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	5-5	安全安心な水道水の供給と快適な生活環境を守る下水の適正処理	水道水の水質や供給の安定性が確保され、健全な水道事業運営の経営が維持されています。汚水処理の適正化による公共用水域の水質保全や雨水対策など、快適で衛生的、安全な社会環境が維持されています。	社会情勢の変化に対応した健全で効率的な水道経営を行うため、料金収入の安定的確保と併せ、水道施設の統廃合や事業の広域連携を合理的かつ計画的に進めます。また、安全で安心な水道水を安定供給するため、水質の監視及び計画的な設備更新と耐震化を進めます。下水道事業では、持続可能な生活排水処理を推進するため、既存施設のストックマネジメント計画を作成し計画的な施設更新を進めるとともに、生活排水の適正な処理を推進するため、水洗化率の向上を図ります。また、集中豪雨等での内水氾濫に対応するため、公共下水道区域内の雨水幹線排水路の適切な維持管理を進めます。	人口減少が進む社会情勢において、水道料金収入の安定的確保と、水道水を製造し供給するためのコストバランスを適切に維持することが困難な経営状況に移行しつつあります。また、水道施設の老朽化が進行しており、災害時には漏水や断水が発生する恐れがあります。	広域連携や水道施設の統廃合を進めるとともに、水道施設の更新や地震対策など、災害に強い施設を構築と維持が必要です。	健全な水道経営の推進	1) 老朽管路の計画的な更新を行いながら、災害に備え耐震化を進めます。 2) 社会情勢の変化に対応した健全で効率的な水道経営を行うため、水道施設の統廃合や広域連携を合理的かつ計画的に進めます。	上水道の老朽管路の更新および耐震化の推進 上水道の広域化等を含めた施設の計画的な統廃合 健全かつ効率的な水道経営の推進
						上水道の水源は、自然災害などによって水質及び水量が変化することがあります。	安全で良質な水道水を絶やすことなく製造し供給するためには、水源の環境保全、適切な水質管理、施設の維持管理を徹底することが必要です。	安全で安定的な水道水の供給	安全で良質な水道水を供給するため、水源の環境保全や適切な水質管理、施設の維持管理を徹底します。	適切な水質管理と施設上の維持管理の推進
						計画区域における下水道整備が終盤となり、今後は、現在使用している下水道管路施設及び汚水処理施設が改修や更新の時期を迎えます。	経年劣化による施設の排水処理能力の低下や、破損事故の発生を最小限に抑制するため、計画的に改修及び更新を行う必要があります。	持続可能な生活排水処理の推進	下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理するためにストックマネジメント計画を策定し施設の改築を進めます。	生活排水処理構想に基づく汚水処理の整備 未普及地域における公共下水道事業の推進 下水道ストックマネジメント計画の策定
						快適な生活環境の構築には、生活排水の適切な処理が不可欠です。	水洗化率の向上を図るため、それぞれの地区の実情に応じた生活排水処理事業を推進する必要があります。	水洗化率の向上	それぞれの地区の実情に応じた住民へのPR活動を進めながら水洗化率向上を図ります。	排水設備や浄化槽による水洗化の推進
						近年頻発する集中豪雨等による内水氾濫によって、安心な暮らしが脅かされることがあります。	浸水等の被害が発生するのを抑制するため、既存の雨水幹線排水路の機能維持を図る必要があります。	雨水幹線施設の維持管理の推進	定期的な点検やメンテナンスを行い、既存の雨水幹線排水路の機能維持を図ります。	適切な雨水幹線の機能維持と施設の維持管理の推進
<建設交通>四季を通じ暮らしやすいまちづくり	地域の特色を生かし安心して暮らし続けられる、リスクに強いまちづくりを進めます	5-6	公園環境の魅力向上	訪れる人が癒しを感じ、市民が誇れるような公園や緑地空間が、市民との協働により維持管理されています。	安全で快適に利用できるよう定期的な保守点検や適切な維持管理を進め、市民の声を反映した公園環境の整備を目指します。	公園や緑地は、市民の憩いの場やふれあいの場のみならず、災害時の一時避難場所や観光資源という側面があり、老朽化している施設の計画的な更新が求められています。	安全で快適に利用できるよう適切な維持管理が必要となります。そのため、老朽化の進んだ施設については横手市公園施設長寿命化計画により計画的な整備を図りながら、多くの方々に愛されるよう魅力の向上に努める必要があります。	公園・緑地の維持改善	1) 長年親しまれてきた公園を後世に引継ぐため、ライフサイクルコストを低減するような改善整備を進めます。 2) 老朽化の進んだ施設について、横手市公園施設長寿命化計画により計画的な整備を図ります。	都市公園長寿命化対策事業 公園管理費（公園遊具の定期点検、市民団体による公園の協働管理）
								公園施設や遊具等の適正な維持管理	1) 市民が安全安心に公園利用ができるよう、遊具や公園施設の点検強化及び維持管理者の育成を行います。 2) 市民団体による公園管理を継続し、市民協働による環境美化活動を推進することにより、市民にとって愛着が感じられる公園を目指します。	公園管理費（公園遊具の定期点検、市民団体による公園の協働管理）

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<市民協働>市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり	市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます	6-1	地域コミュニティの活性化	市民が主体となってまちづくりに参画し、さまざまな課題に対して、みんなで話し合い支え合うことによって、持続可能な地域コミュニティが築かれています。	市民一人ひとりが輝き、自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域の想いと主体性を尊重しながら、市民と行政の協働による地域づくりに取り組み、地域コミュニティの活性化を図ります。 また、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指し、市民による主体的な活動を支援するとともに、地域資源を生かした特色あるまちづくりや、年齢や性別に捉われない誰もが活躍できる社会の実現を推進します。	人口減少や少子高齢化に伴い、地域におけるつながりの希薄化や人手不足が進み、これまで行われてきた助け合いや 伝統文化の継承 、身近な地域課題への対応など、地域コミュニティが担う機能が低下しています。	地域住民の自治意識の高揚（我が事化）を図り、町内会や自治会、地区交流センター運営協議会などが 取り組む 、主体的な地域づくり活動を支援する必要があります。	市民主体による地域づくり活動の促進	1）地域住民一人ひとりが主役となり、多様な主体との連携や交流機会を創出する活動を支援し、地域コミュニティの充実につなげます。 2）地域運営組織や市民活動団体が主体的に行う地域課題を解決するための取り組みや魅力向上に向けた地域づくり活動を支援します。 3）住民による 自治活動の維持向上のため、町内会館等の施設整備に対し支援します。	地域づくり支援事業 地域づくり活動補助事業 町内会活動補助事業 町内会館等施設整備補助事業
						地域運営組織（運営協議会）が設立されている地区では組織による事業運営が行われています。組織の全市展開を目指し、未設立地区での組織形成が進められている一方で、既存組織の主体性が求められており、自治意識の醸成が急がれます。	地域運営組織の形成を進めるには、 地域住民の自治意識を高めることが重要です。既存組織の基盤強化を図るとともに、情報共有の場、学び合い・磨き合いの場を創出し、寄り添った伴走型支援を継続することで、事業内容や運営体制の活性化を促す必要があります。	地域コミュニティ活動の拠点づくりと地域運営組織の基盤強化	1）地域のコミュニティ活動の拠点である「地区交流センター」の適正な維持管理と魅力ある施設づくりに努めます。 2）充実した地区交流センター事業運営につなげるため、組織運営の効率化や事業の最適化を推進し、組織の活動基盤の強化を図ります。 3）組織力を最大限に活かせる運営体制づくりを目指し、地域コミュニティを支える人材育成や多様な主体との連携体制の構築を図ります。	地区交流センター費 地区交流センター事業
						依然として、職場・家庭・地域において、性別役割分担意識や無意識の偏見・思い込みが根強く残っている傾向がみられ、「個性と多様性が尊重される 誰もが活躍できる社会 」の実現には至っていない状況です。	男女共同参画の実現や女性活躍の推進のためには、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが重要であり、継続的に市民向けの広報・啓発活動や研修会を実施するほか、市が取り組むあらゆる施策を男女共同参画の視点にたって、計画・実施していく必要があります。	男女共同参画と女性活躍の推進	1）男女共同参画に関する啓発活動や研修会等を行い、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組みます。 2）性別に関わらずすべての人があらゆる分野で活躍できる社会づくりを目指します。 3）企業や事業所の「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた意識づくりと多様な働き方に関する理解を促進します。	男女共同参画推進事業 ワークライフバランス推進事業
<市民協働>市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり	市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます	6-2	情報共有環境の充実と迅速な情報発信	多様な媒体により必要な情報が迅速で分かりやすく共有されることで、誰一人取り残されることがない、より快適な市民生活が実現されています。	市民へ迅速かつ正確な行政情報を提供することで市政の透明性と信頼性の向上を図るとともに、市民と市政の現状や課題を共有できる環境を充実させます。	行政情報に加え、企業や団体、市民からの情報を集約する「横手市情報センター」の機能により、情報の一元化が図られています。集約した情報は、市報や電子掲示板、各種SNSなどで発信され、幅広い年代で 情報共有が図られており 、市民がこれまで簡単にできなかった情報発信も可能にしています。	市民のさらなる利便性向上を目指し、デジタル技術を活用したサービスを拡大しながら、 引き続き紙媒体での情報発信も併用するなど 、世代の垣根なくサービスを受けることができる 情報発信が必要 です。	多様な媒体の特性を生かした広報活動の推進	市民が必要な情報を迅速かつ的確に把握できるよう、広報紙やホームページをはじめ、各種SNS、コミュニティFMなど多様な媒体の特性を生かした広報活動を推進します。あわせて、市民と行政が双方向で情報共有を図ることで、市民の地域に対する『誇り』と『愛着』を醸成します。	地域情報通信網管理運営費 コミュニティFM中継局運営費
						市内の全域で高速インターネットを利用できる環境が整っており、携帯電話通信網についても居住地域のほぼ全域で高速通信が可能となっています。	情報通信環境の整備により相当数の高齢者が日常的にスマートフォンを使用していますが、スマートフォンを使用していない方や、操作方法がわからない方もいるため、情報格差を解消していく必要があります。	市民と行政との情報共有	1）市民がいつでも必要な情報を入手できる環境基盤として、市が保有する高速インターネット回線やコミュニティFM中継局を適切に管理します。 2）スマートフォン操作講習会やデジタル相談会を開催し、デジタル技術を使いこなせる方と使えない方との格差の解消を図ります。	行政情報発信事業 情報発信戦略プロジェクト事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
<市民協働>市民一人ひとりのつながりで活気を生むまちづくり	市民と行政が協力し持続可能な地域づくりを進めます	6-3	市内外との交流連携の推進	市民が自分の住むまちに誇りを持ち、市内外で活発に交流・連携の取り組みが行われることによって、新たな地域価値や賑わいが生み出されています。	人口減少抑制と地域の課題解決や活性化につなげるため、庁内外の連携による情報発信の強化や総合的な受け入れ体制の充実により、都市部からの若い世代等の移住・定住を促進します。 また、市内外に向けた本市の魅力の発信により認知度・関心度の向上を図るとともに、市内外の方との交流や公民連携の推進により、市民の地域への誇りの醸成と地域の活性化につなげます。	ライフスタイルや働き方の多様化により、仕事を变えずに地方で生活することが可能となっていますが、若い世代の移住・定住の増加には至っていません。	若い世代の移住・定住を促進させるため、移住希望者のニーズに対応した相談体制を充実させ、支援を行う必要があります。	移住促進に向けた取り組み	1) 市内への移住を希望する方々の、様々なライフスタイルに応じた支援を行います。 2) 移住者同士がつながるきっかけづくりを支援します。	移住定住促進事業
						大学等進学で市を離れる若者の多くは、卒業後に横手へ戻っていない状況です。	認知度・関心度が高い横手市を目指すため、横手市の魅力をSNSの効果的な活用により市内外へ発信し、地域への誇りの醸成につなげる必要があります。また、次世代を担う人材確保を推進するため、若者を中心とした地元への定住のきっかけとなる取組が必要です。	定住促進に向けた取り組み	1) 大学等進学で市を離れた若者が地元就職を考えるきっかけとなり、地元産業の各分野で活躍する人材が増えるよう効果的な情報発信を行います。 2) 地域おこし協力隊とともに地域力の維持・強化に取り組めます。	地域おこし協力隊活用事業
						市出身者やその縁故者で構成される各地域のふるさと会会員や、ふるさと納税寄附者など、横手市と様々なかたちで関わりのある方々は、持続可能な地域づくりに取り組む上で重要な役割を果たしています。が、います、その人数は増加傾向にあります。	持続可能な地域づくりのため、更なる創出と密接な関係性の継続を図っていくことが必要です。	応援人口への市の魅力発信	1) 旧市町村の単位で構成されている各地域のふるさと会への支援と相互交流を進めます。 2) ふるさと納税などをきっかけに横手市と何らかの関わりある方々との関係性を継続しながら、本市への興味・関心がより高められるよう積極的な情報発信を行います。	ふるさと会支援事業 ふるさと納税PR事業
						様々な手法で民間企業、大学、地域活動団体等と行政が連携し、まちづくりに取り組んでいます。が、少子高齢化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより地域課題が複雑化し、行政の知恵や力だけでは対応できない課題が増えつつあり、行政主導の連携では課題解決が難しくなっています。	少子高齢化、ライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより地域課題が複雑化していることから、これまで以上にそれぞれのもつアイディアやノウハウ、資源、ネットワークを生かした公民連携により、地域課題の解決や地域の活性化に向けた取組をスピード感を持って進める必要があります。	共創によるまちづくりの推進	公民連携を推進し、地域課題の解決、地域の活性化、新たなビジネスモデルの構築を目指します。	共創推進事業
						国際化が進む社会の中で、在住外国人の方が増えていますが、地域社会の一員として安心して暮らせる多文化共生社会の実現には至っていません。	市民の国際理解を深めるような取り組みと、在住外国人の方への支援を継続することが必要です。	多文化共生の推進	1) 地域社会の一員として共に生きていくため、異なる文化を持つ人々がそれぞれの文化を理解・尊重する取り組みを推進します。 2) 在住外国人が安心して暮らせる地域の実現を目指し、生活に必要な暮らしの情報提供や日本語教室を実施します。	多文化共生推進事業
						友好都市とは観光や物産、スポーツや子どもたちの交流など、相互交流が続いています。が、参加対象者が限定的です。	全市民が交流事業に参加しやすい取組が必要です。	他自治体との交流・連携の推進	歴史的、文化的にもつながりの深い友好都市との交流事業を継続し、文化や産業など幅広い分野での市民交流や相互協力を進めます。	友好都市交流事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
						どのような問題が生じているのか？/どのような状態になっているか（どのような変化傾向にあるのか）？ 「目指す将来の姿」とのギャップが生じる原因は何か？/背景にどのような社会の変化があるのか？ 5カ年計画を踏まえ、数年で使用されなくなる可能性のある文言等を使用していないか。	何が実現できれば「目指す将来の姿」が実現できるのか＝うまくいくようになるのか？	課題とリンクしているか？	課題とリンクしているか？ 他の施策の取組が誤って記載されていないか？	
<行政経営 >市民から信頼される質の高い行政経営	横手を思い、市の繁栄を実現させる創造的な行政経営を進めます	7-1	効率的な成果重視の行政経営の推進	多様な手法により計画的かつ戦略的に事業が執行され、市民満足度の高い行政経営が行われています。	総合計画を機軸とした行政経営システムの運用により、行政評価結果や客観的なデータに基づく施策展開を推進します。また、限られた経営資源（ヒト（人材）・モノ（施設等）・カネ（財源））を重点施策に対して優先的に投入するなど、選択と集中による効果的かつ効率的な成果重視の行政運営に取り組みます。	地方分権の進展や多様化・複雑化している市民ニーズへの対応などにより、自治体の果たすべき役割は拡大しています。	行政経営の質の向上を図り、限られた経営資源をより効果的・効率的に配分するため、行財政改革の取組が必要です。	P D C Aサイクルに基づいた行政運営の推進	1）行政評価の活用や行財政改革の推進により、P D C Aサイクルに基づいた成果志向の施策や事業が計画、執行され、最少の経費で最大の効果を上げられる、市民満足度の高い行政運営を行います。 2）各種窓口サービスや行政手続きの適正な事務執行により、質の高い行政サービスの維持を目指します。	総合計画策定事業
						デジタル技術による変革が急速に進んでおり、地域社会のデジタル化や自治体D Xの推進など、自治体経営においても大きな転換期を迎えています。	デジタル技術の活用により市民生活の利便性の向上を図るとともに、業務プロセスと情報システムの自動化・効率化を一層進める必要があります。	D Xの推進による行政運営の効率化	1）時間や場所などの制約が少なく、市民が利用しやすい利便性の高い行政サービスの提供を目指します。 2）業務プロセスや情報システムの自動化・効率化を進め、行政の人的・財政的負担を軽減します。	証明書等コンビニ交付費 I C T活用サービス推進事業
						デジタル技術の発展や浸透に伴い、サイバー攻撃や情報漏えい等のセキュリティリスクが増大しています。	市民の個人情報や市政の機密性の高い情報を預かる立場として、情報セキュリティに対するより一層厳格な体制が必要です。	情報セキュリティ対策の推進	1）定期的に研修等を実施し、職員のセキュリティ意識を向上させる取り組みを行います。 2）国の政策に基づくクラウド環境への移行を想定し、ゼロトラストアーキテクチャ（※1）を意識したネットワークやシステムの構築を進めます。 ※1＝「誰も自動的にには信用せず、常に複数の技術により確認してから安全を確保する」という新しいセキュリティの考え方	情報セキュリティ研修の実施
						人口減少の進行や地方経済の変化に伴い、将来にわたって安定的な行政サービスを維持することが困難になりつつあります。	持続可能な形で行政サービスの水準を維持するには、横断的組織づくりや窓口サービスの提供体制の見直しなどが必要です。	持続可能な行政サービスの提供	1）人口減少にも確実に対応するための組織の構築や、人員の適正配置を推進します。 2）スマート自治体への転換を進め、より効率的・効果的な形で行政サービスの維持を図ります。また、行政と民間との協働により、サービスの最適化を図ります。	行政改革推進事業

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
						どのような問題が生じているのか？/どのような状態になっているか（どのような変化傾向にあるのか）？ 「目指す将来の姿」とのギャップが生じる原因は何か？/背景にどのような社会の変化があるのか？ 5カ年計画を踏まえ、数年で使用されなくなる可能性のある文言等を使用していないか。	何が実現できれば「目指す将来の姿」が実現できるのか＝うまくいくようになるのか？	課題とリンクしているか？	課題とリンクしているか？ 他の施策の取組が誤って記載されていないか？	
<行政経営> >市民から信頼される質の高い行政経営	横手を思い、市の繁栄を実現させる創造的な行政経営を進めます	7-2	健全な財政運営の推進	経営資源（ヒト（人材）・モノ（施設等）・カネ（財源））の最適化によるバランスの取れた健全な財政運営が堅持されています。	限られた財源のなか、市民ニーズの高まりに 대응していくため、創意工夫による事業のビルド&スクラップを戦略的に進め、行政サービスの効率化、質の高度化を図ります。また、横手市財産経営推進計画に則り、公共施設の適正な再配置や廃止施設の解体を計画的に実施していくことで、将来にわたるコストの平準化を図り、安定的な財政運営を行います。	人口減少・少子高齢化や地域経済の縮小に伴い、 今後 、普通交付税や市税等の減少は 避けられませんが 、さらには、国内外の経済状況など、市の財政状況に影響を与える要因に関しても不確実性が増して おり行政コストの増大が懸念され います。	市民ニーズの細分化、高度化に対応しつつ、安定的に財政運営を継続させていくために、既存の予算事業の検証による廃止・統合を含めた抜本的な見直しや、人員配置の適正化などを進めたうえで、限られた財源を効果的に配分することが必要です。	健全な財政運営	1）総合計画に連動した計画主導型、成果重視型の予算編成を行い、真に必要な市民サービスを継続的に提供します。 2）財政計画を軸に必要なに応じたローリングを実施し、社会情勢の変化に合わせた機動的な財政運営を進めます。	財政管理費（取組成果や政策効果を反映させた予算編成による機動的な財政運営の推進）
						平成28年度から令和12年度までの15年間を計画期間とした横手市財産経営推進計画（FM計画）では、公共施設の保有総量の最適化を図る取組を進めています が 、一定の総量削減は進んでいるものの、施設の老朽化が進行しており、現在も施設の維持管理や修繕には多額の費用を要しています。	今後も市民との対話による理解を得ながら、施設のサービス機能の維持や複合化、効率的な運営が必要 です 。同時に、廃止となった施設については計画的に解体を進め、維持管理コストや将来更新費用の縮減を図る必要があります。	公共施設の適正配置と保有総量の最適化	1）市が将来にわたって保有し続けていくべき財産を明確にし、公共施設の「機能」の移転・集約、及び「建物」の統合・複合化を進めます。 2）長寿命化方針の施設の優先順位を定め、改修や建て替えを進めます。 3）廃止した施設の計画的な解体を進めることで、維持管理コストや将来更新費用の縮減を図ります。	財産経営推進計画実施事業（FM計画に基づく施設の再配置や用途廃止施設の解体を推進）
						市民税の申告相談利用者から、待ち時間や相談時間が長いなどといった改善を求める声があります。また、近年、市税収納率は微増傾向にあるものの、他自治体と比較すると低い状況にあります。	申告相談を受ける人員体制の確保や育成、相談会場へ出向かず自分で電子等により申告書作成を行う方を増やすことによる申告相談来場者の減少が必要です。また、市の主要な自主財源である税収の確保のため、滞納額縮減に向けた徹底した滞納処分など、一層の取組強化を図る必要があります。	市民税の申告相談体制の改善と滞納処分強化によるさらなる税収確保	1）申告相談従事者への研修充実による安定した受入れ体制の確保や、申告書を自己作成し電子・郵送による申告を行う方を増やすことによる相談会場への来場者減により、申告相談体制の改善に努めます。 2）キャッシュレス納付等による多様な納付方法で利便性を向上させ滞納防止に努めるとともに、電子化による財産調査を活用した滞納処分の強化を図ります。	賦課総務費（市税の適切な課税と税務手続きの電子化の推進） 徴収総務費（自主納付促進と滞納処分強化による収納率向上の推進）
						人口減少が進行 する中、市民ニーズに合致する市独自の事業を展開するためには 、税収以外の自主財源の確保が 重要 です。	健全な財政運営の堅持を図るために、今後も新たな取組を継続的に模索し、積極的に自主財源を確保する必要があります。	積極的な自主財源の確保	1）遊休資産の民間等による活用可能性を探るとともに、解体後の更地を公売にかけるなど、より売却や貸付につながりやすい手法を検討し、歳入の確保と維持管理費縮減を進めます。 2）市で不用となった物品等を官公庁オークション等で積極的に売却し、歳入確保につなげます。 3）令和5年度に施行したネーミングライツ導入に係る基本方針に則り、公共施設等への愛称命名権を募ることで、民間の広告機会の拡大と市の自主財源確保を図ります。	財産管理費（公有財産の適正な管理の推進及び売却や貸付による民間利活用の促進）

基本目標	政策	施策番号	施策名	目指す将来の姿	取組方針	現状	課題	施策の展開	主な取組	主要事業等
						どのような問題が生じているのか？/どのような状態になっているか（どのような変化傾向にあるのか）？ 「目指す将来の姿」とのギャップが生じる原因は何か？/背景にどのような社会の変化があるのか？ 5カ年計画を踏まえ、数年で使用されなくなる可能性のある文言等を使用していないか。	何か実現できれば「目指す将来の姿」が実現できるのか＝うまくいくようになるのか？	課題とリンクしているか？	課題とリンクしているか？ 他の施策の取組が誤って記載されていないか？	
<行政経営 >市民から信頼される質の高い行政経営	横手を思い、市の繁栄を実現させる創造的な行政経営を進めます	7-3	人材育成と人材活用による組織力の向上	変化する社会環境や市民ニーズに柔軟に対応しながら、多様な視点と連携のもと、職員的能力を最大限に発揮できる組織となっています。	各種人事制度や職員研修を効果的に展開し、職員一人ひとりの能力と意欲の向上を図るとともに、組織目標の共有や職場内におけるコミュニケーションの活発化、働きやすい環境づくりを進め、組織力の向上につなげます。	行政に対する市民ニーズは複雑・多様化しています。	市民ニーズに応え、市民満足度の向上につなげていくためには、これまで以上に職員個々の資質や能力の向上を図る必要があります。	人材育成の強化	1）職員の学びが個人の成長にとどまらず組織全体へ波及するよう、研修目的や期待する成果を明確に設定し、具体的な成果や行動変容を庁内で共有できる仕組みを整えます。 2）すべての職員が段階的に専門性を高められるよう、適時に適切なテーマを研修プランへ組み込むなど、教育体系の充実を図ります。 3）定年の段階的引き上げに伴い、60歳を超えて働き続ける職員の豊富な知識や技術、経験を最大限に活用し、継承できる仕組みづくりを進めます。	職員研修事業
						人口減少や社会情勢の変化により職員の確保が困難となってきています。	限られた職員数の中、組織機構や人員配置の最適化を図りながら、より効率的に行政運営を進めていく必要があります。	人員配置の最適化	1）「定員適正化計画」に基づき、行政需要の変化や事務事業の実態、職員個々のスキル・経験に応じた適正な人員配置を進めます。 2）組織機構の整理再編や外部委託の活用、計画的な職員採用などにより、効率的かつ持続可能な組織運営の実現を目指します。 3）新規採用職員の確保に向け、多角的な募集アプローチやインターンシップの積極的な受け入れ、市役所業務の魅力・やりがいの積極的な発信に取り組みます。	・「定員適正化計画」の推進 ・人事異動 ・職員採用
						職員の多様な働き方の推進や働きやすい環境の整備が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。	職員がワーク・ライフ・バランスを重視して働き続けることができるよう、多様な働き方を選択できる体制の検討や業務上のストレス軽減、各種ハラスメント防止対策に注力していく必要があります。	多様で柔軟な働き方の推進と安全な職場づくり	1）限られた人員でも高い生産性と職員満足度を同時に実現できるよう、職務の特性やライフステージに応じて最適な働き方を選べる仕組みを整えます。 2）各種ライフイベントや子育て、介護、副業などの個別事情に応じた相談・支援体制を整え、誰もが安心してキャリアを継続できる環境づくりを進めます。 3）職員の健康状態を早期に把握することにより、身体的・精神的な不調による生産性の低下を防ぎながら、健やかに働き続けられる職場環境を目指します。	・「特定事業主行動計画」の推進 ・職員安全衛生委員会 ・健康診断